

泉野自治会 各位
関係住民の皆様へ

岐阜県可茂土木事務所
河川砂防課

土砂災害危険箇所の現地調査のお知らせ

日頃は岐阜県の土木事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、白川町泉野地内の土砂災害のおそれのある箇所について、土砂災害防止法*に基づく基礎調査を実施いたします。

下記の調査業者が土砂災害危険箇所周辺の土地に立ち入って調査しますので、ご了承願います。なお、住宅地等に立ち入りをさせていただく場合には、事前に声をかけさせていただきます。

何卒ご理解とご協力をお願いします。

*土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地抑制等のソフト対策の推進を図るための法律です。

なお、基礎調査結果については、調査完了後土砂災害防止法に基づき公表をいたします。

1. 調査箇所 白川町泉野地内（位置図参照）

2. 調査期間 2026年7月中旬～2026年8月下旬*（予定）

*調査の進捗状況や天候状況によっては調査期間が延びる場合がございます。



《お問い合わせ先》

〈岐阜県〉 岐阜県 可茂土木事務所 河川砂防課
担当：矢代、上野
電話：0574-25-3111（内線318）


〈白川町〉 白川町役場 建設環境課
担当：太田、杉山
電話：0574-72-1311（内線254）

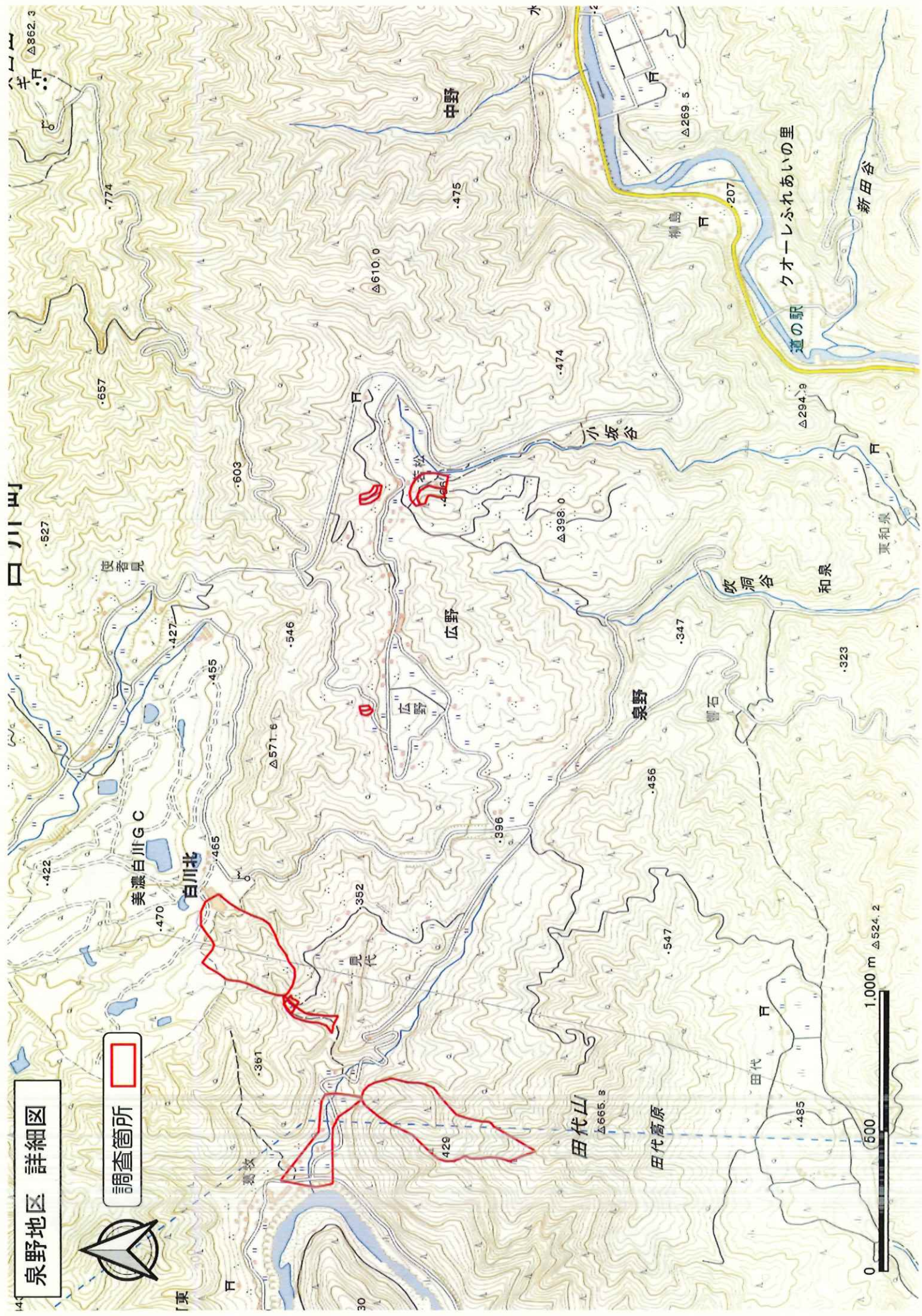
〈調査業者〉 いであ株式会社
担当：井上、荒谷
電話：052-654-6012
国際航業株式会社
担当：小段、田中
電話：052-747-3113



泉野地区 詳細図



調査箇所 



■調査車両について

調査車両には、左図のようなプレートを自動車のフロントガラスに設置します。

土砂災害防止法 基礎調査
調査実施中

がけ崩れ・土石流に関する調査を実施しています。
(ただし、調査中につき、駐車させて頂いております。)

業務名：公共 総合流域防災事業(砂防基礎調査)(国補正)(翌償)砂防基礎調査委託

発注者：岐阜県可茂土木事務所 河川砂防課

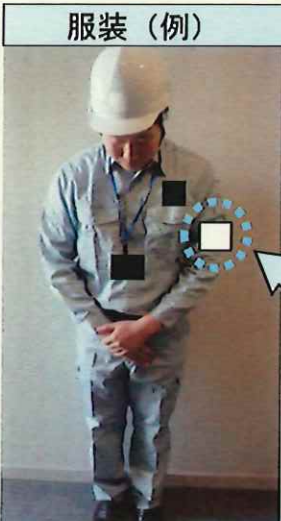
連絡先：●●●●会社 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇



■調査員の服装について

調査員は、作業服、ヘルメット、腕章を着用しております。

調査員は、岐阜県発行の身分証明書を携帯しています。もし、不審な人物であると思われる場合は、**身分証明書**をご確認ください。



腕章(例)

砂防基礎調査

調査実施者 ●●●●株式会社
岐阜県 可茂土木事務所 河川砂防課

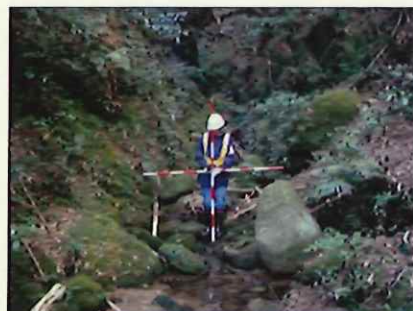
身分証明書(見本)

<p>身分証明書 ○〇第〇〇号</p> <p>所属名 株式会社〇〇 氏名 △△△△</p> <p>上記の者は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第5条第1項、第2条第1項、同法第2章及び第30条第2項の規定による立入が認められていること証する。</p> <p>交付年月日 令和〇年〇月〇日 有効期限 令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで 岐阜県可茂土木事務所 事務課長</p>	<p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(第57号)第5条第1項、第2条第1項、同法第2章及び第30条第2項の規定による立入が認められていること証する。</p> <p>この身分証明書は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(第57号)第5条第1項、第2条第1項、同法第2章及び第30条第2項の規定による立入が認められていること証する。</p> <p>この身分証明書は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(第57号)第5条第1項、第2条第1項、同法第2章及び第30条第2項の規定による立入が認められていること証する。</p>
--	---

■調査状況例



斜面の勾配・高さを確認



沢筋の調査



対策施設の確認

- 現地調査に際して、立木の伐採や杭等の設置は行いません。
- 家屋の中に入り込むことはありません。
- がけや溪流及びその周辺の状況を把握するために、皆様が所有している土地に入り、調査を行うことがありますので、ご協力をお願い致します。
- 調査作業員は、ポール、巻き尺、カメラ等を用いて作業をします。
- 現地状況の写真を撮影させて頂きます。
- **工事を実施するための調査ではありません。**

中野自治会 各位
関係住民の皆様へ

岐阜県可茂土木事務所
河川砂防課

土砂災害危険箇所の現地調査のお知らせ

日頃は岐阜県の土木事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、白川町中野地内の土砂災害のおそれのある箇所について、土砂災害防止法*に基づく基礎調査を実施いたします。

下記の調査業者が土砂災害危険箇所周辺の土地に立ち入って調査しますので、ご了承願います。なお、住宅地等に立ち入りをさせていただく場合には、事前に声をかけさせていただきます。

何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

*土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

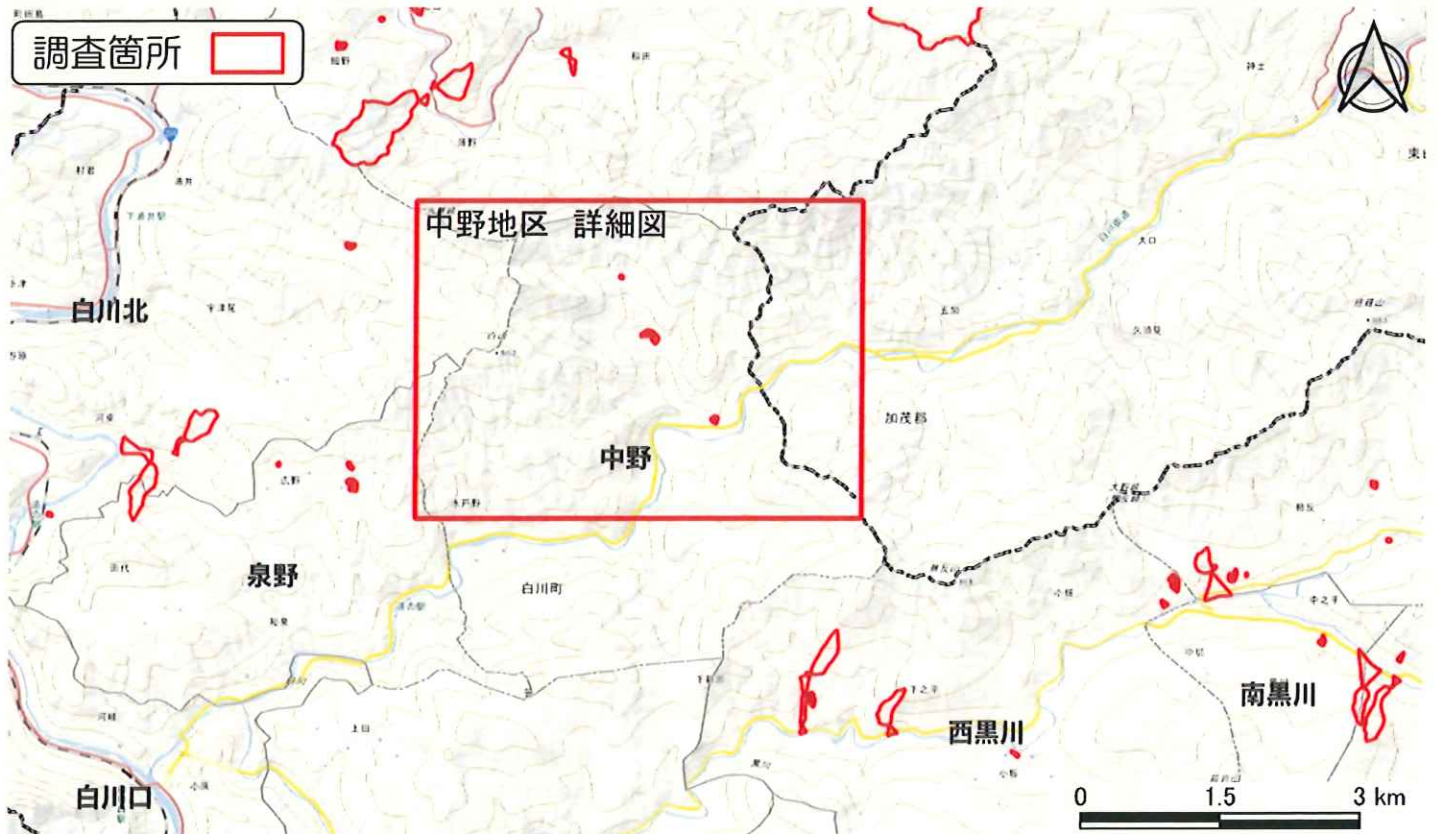
土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地抑制等のソフト対策の推進を図るための法律です。

なお、基礎調査結果については、調査完了後土砂災害防止法に基づき公表をいたします。

1. 調査箇所 白川町中野地内（位置図参照）

2. 調査期間 2026年7月中旬～2026年8月下旬*（予定）

※調査の進捗状況や天候状況によっては調査期間が延びる場合がございます。



《お問い合わせ先》

〈岐阜県〉 岐阜県 可茂土木事務所 河川砂防課
担当：矢代、上野
電話：0574-25-3111（内線318）

〈白川町〉 白川町役場 建設環境課
担当：太田、杉山
電話：0574-72-1311（内線254）

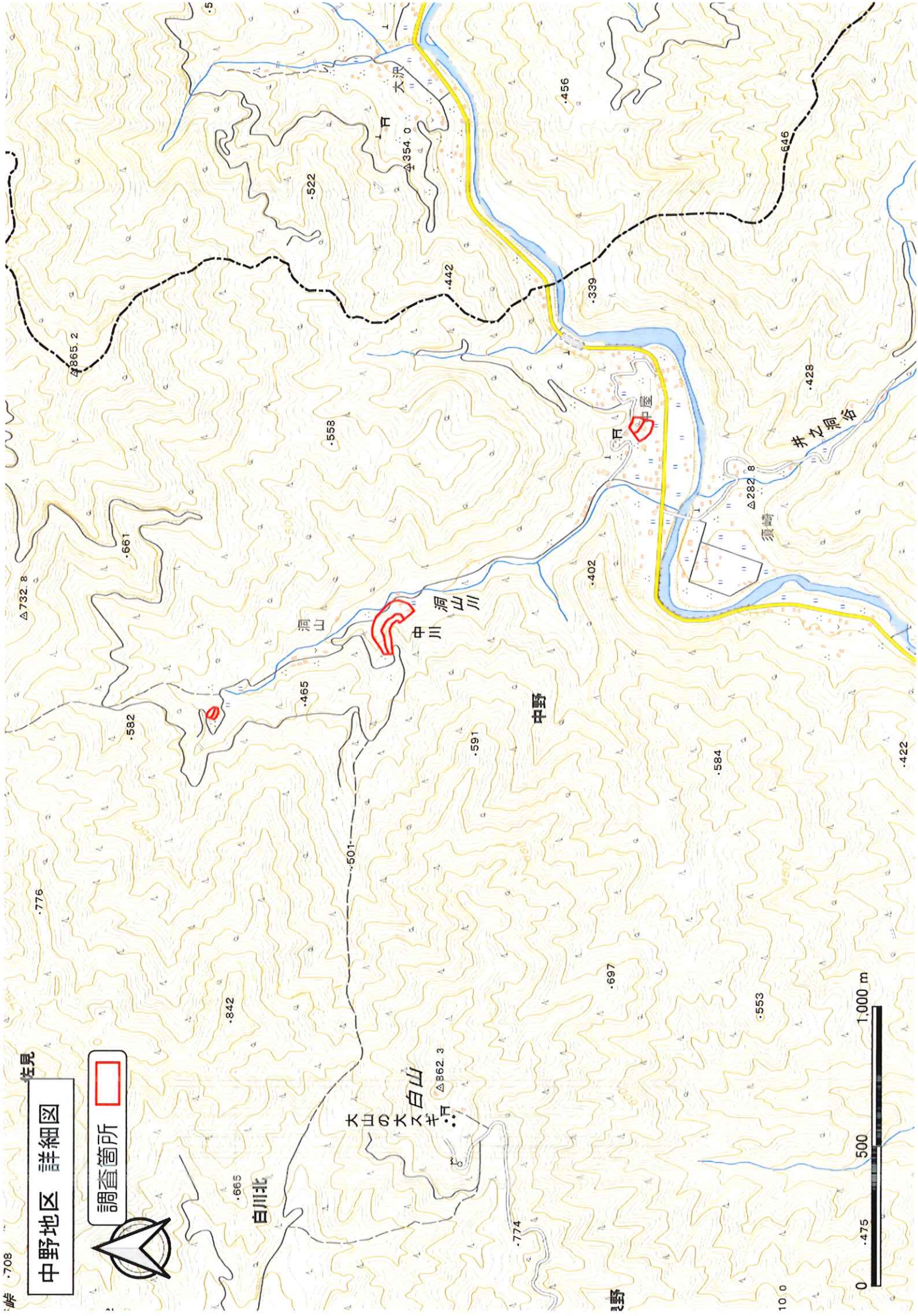
〈調査業者〉 いであ株式会社
担当：井上、荒谷
電話：052-564-6012



佐見

中野地区 詳細図

調査箇所 



■調査車両について

調査車両には、左図のようなプレートを自動車のフロントガラスに設置します。

土砂災害防止法 基礎調査
調査実施中

がけ崩れ・土石流に関する調査を実施しています。
(ただし、調査中につき、駐車させて頂いております。)

業務名：公共 総合流域防災事業(砂防基礎調査)(国補正)(翌償)砂防基礎調査委託

発注者：岐阜県可茂土木事務所 河川砂防課
連絡先：いであ株式会社 名古屋支店 水工部 052-654-6012

 いであ株式会社
IDA Consultants, Inc.



■調査員の服装について

調査員は、作業服、ヘルメット、腕章を着用しております。



腕章 (例)

砂防基礎調査

調査実施者  いであ株式会社
岐阜県 可茂土木事務所 河川砂防課

調査員は、岐阜県発行の身分証明書を携帯しています。もし、不審な人物であると思われる場合は、**身分証明書**をご確認ください。

身分証明書 (見本)

〇〇第〇〇号

身分証明書

所属名 株式会社〇〇
氏名 △△ △△

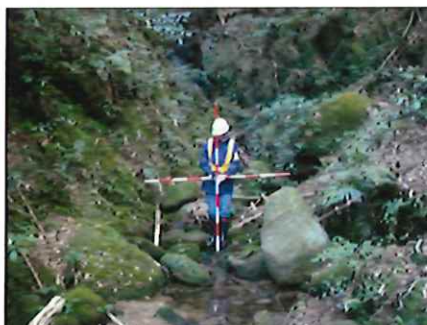
上記の者は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第5条第1項、第22条第1項、同条第2項及び第30条第1項の規定による立入ができる者であることを証する。

交付年月日	令和*年**月**日
有効期限	令和*年**月**日から 令和*年**月**日まで
	岐阜県可茂土木事務所長

■調査状況例



斜面の勾配・高さを確認



沢筋の調査



対策施設の確認

- 現地調査に際して、立木の伐採や杭等の設置は行いません。
- 家屋の中に立ち入ることはありません。
- がけや溪流及びその周辺の状況を把握するために、皆様が所有している土地に入り、調査を行うことがありますので、ご協力をお願い致します。
- 調査作業員は、ポール、巻き尺、カメラ等を用いて作業をします。
- 現地状況の写真を撮影させて頂きます。
- **工事を実施するための調査ではありません。**

白川北自治会 各位
関係住民の皆様へ

岐阜県可茂土木事務所
河川砂防課

土砂災害危険箇所の現地調査のお知らせ

日頃は岐阜県の土木事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、白川町白川北地内の土砂災害のおそれのある箇所について、土砂災害防止法*に基づく基礎調査を実施いたします。

下記の調査業者が土砂災害危険箇所周辺の土地に立ち入って調査しますので、ご了承願います。なお、住宅地等に立ち入りをさせていただく場合には、事前に声をかけさせていただきます。

何卒ご理解とご協力をお願いします。

*土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

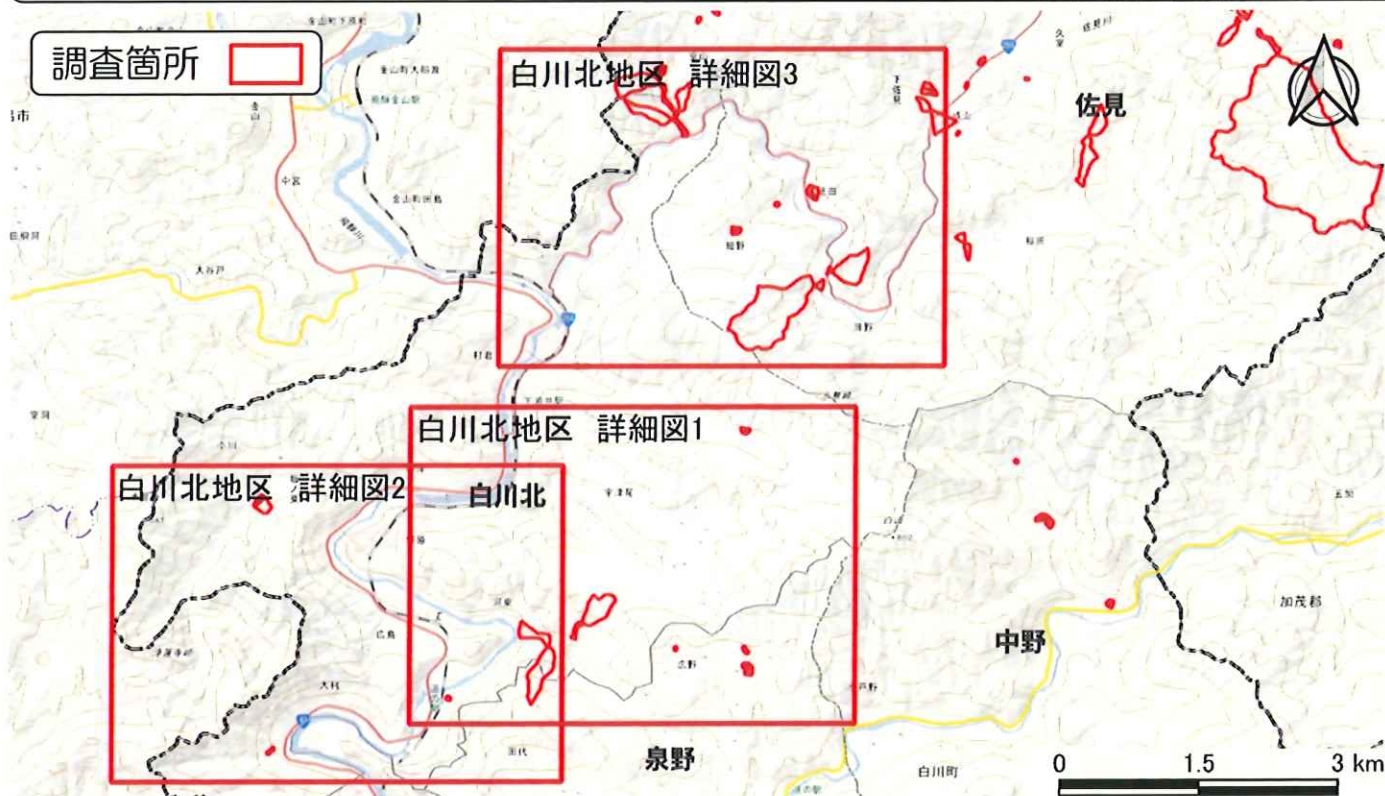
土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地抑制等のソフト対策の推進を図るための法律です。

なお、基礎調査結果については、調査完了後土砂災害防止法に基づき公表をいたします。

1. 調査箇所 白川町白川北地内（位置図参照）

2. 調査期間 2026年7月中旬～2026年8月下旬*（予定）

*調査の進捗状況や天候状況によっては調査期間が延びる場合がございます。



《お問い合わせ先》

〈岐阜県〉

岐阜県 可茂土木事務所 河川砂防課
担当：矢代、上野
電話：0574-25-3111（内線 318）

〈白川町〉

白川町役場 建設環境課
担当：太田、杉山
電話：0574-72-1311（内線 254）

〈調査業者〉

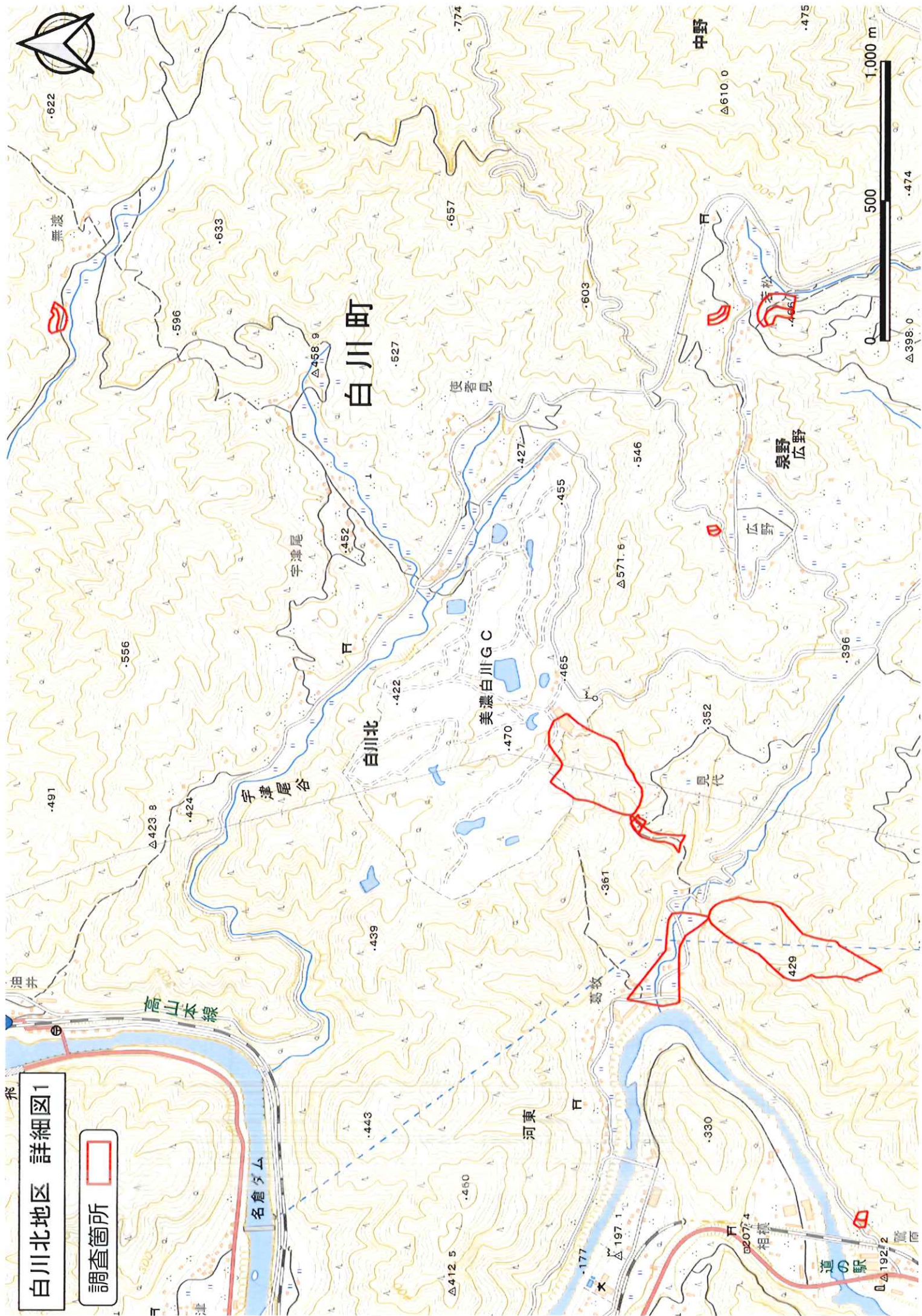
いであ株式会社
担当：井上、荒谷
電話：052-564-6012

国際航業株式会社
担当：小段、田中
電話：052-747-3113



白川北地区 詳細図1

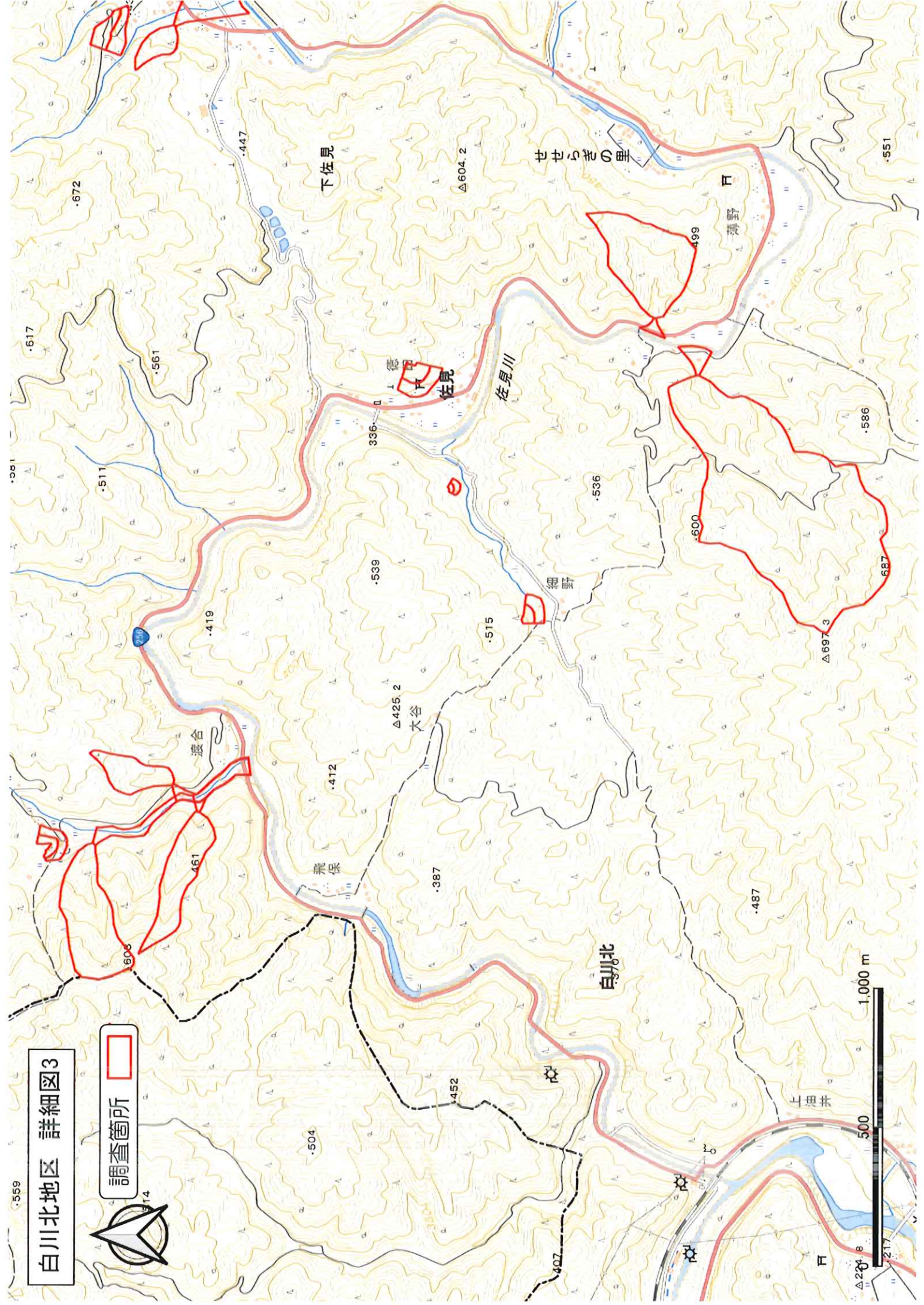
調査箇所 



白川北地区 詳細図3



調査箇所



■調査車両について

調査車両には、左図のようなプレートを自動車のフロントガラスに設置します。

土砂災害防止法 基礎調査
調 査 実 施 中

がけ崩れ・土石流に関する調査を実施しています。
(ただし、調査中につき、駐車させて頂いております。)

業務名：公共 総合流域防災事業(砂防基礎調査)(国補正)(翌償)砂防基礎調査委託

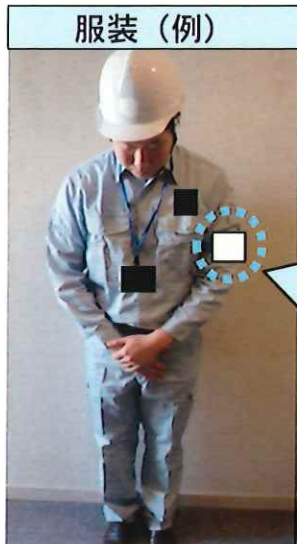
発注者：岐阜県可茂土木事務所 河川砂防課
連絡先：●●●●会社 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

作業車両
(車種は変更となる場合があります)



■調査員の服装について

調査員は、作業服、ヘルメット、腕章を着用しております。



腕章 (例)

砂防基礎調査

調査実施者 ●●●●株式会社
岐阜県 可茂土木事務所 河川砂防課

調査員は、岐阜県発行の身分証明書を携帯しています。もし、不審な人物であると思われるしたら、**身分証明書**をご確認ください。

身分証明書 (見本)

〇〇第〇〇号

身分証明書

所属名 株式会社□□
氏 名 △△ △△

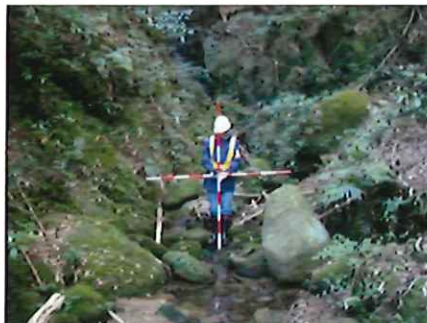
上記の者は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第5条第1項、第22条第1項、同条第2項及び第30条第1項の規定による立入ができる者であることを証する。

交付年月日	令和*年*月*日
有効期限	令和*年*月*日から 令和*年*月*日まで
	岐阜県可茂土木事務所長

■調査状況例



斜面の勾配・高さを確認



沢筋の調査



対策施設の確認

- 現地調査に際して、立木の伐採や杭等の設置は行いません。
- 家屋の中に立ち入ることはありません。
- がけや溪流及びその周辺の状況を把握するために、皆様が所有している土地に入り、調査を行うことがありますので、ご協力をお願い致します。
- 調査作業員は、ポール、巻き尺、カメラ等を用いて作業をします。
- 現地状況の写真を撮影させて頂きます。
- **工事を実施するための調査ではありません。**

赤河自治会 各位
関係住民の皆様へ

岐阜県可茂土木事務所
河川砂防課

土砂災害危険箇所の現地調査のお知らせ

日頃は岐阜県の土木事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、白川町赤河地内の土砂災害のおそれのある箇所について、土砂災害防止法*に基づく基礎調査を実施いたします。

下記の調査業者が土砂災害危険箇所周辺の土地に立ち入って調査しますので、ご了承ください。なお、住宅地等に立ち入りをさせていただく場合には、事前に声をかけさせていただきます。

何卒ご理解とご協力をお願いします。

*土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

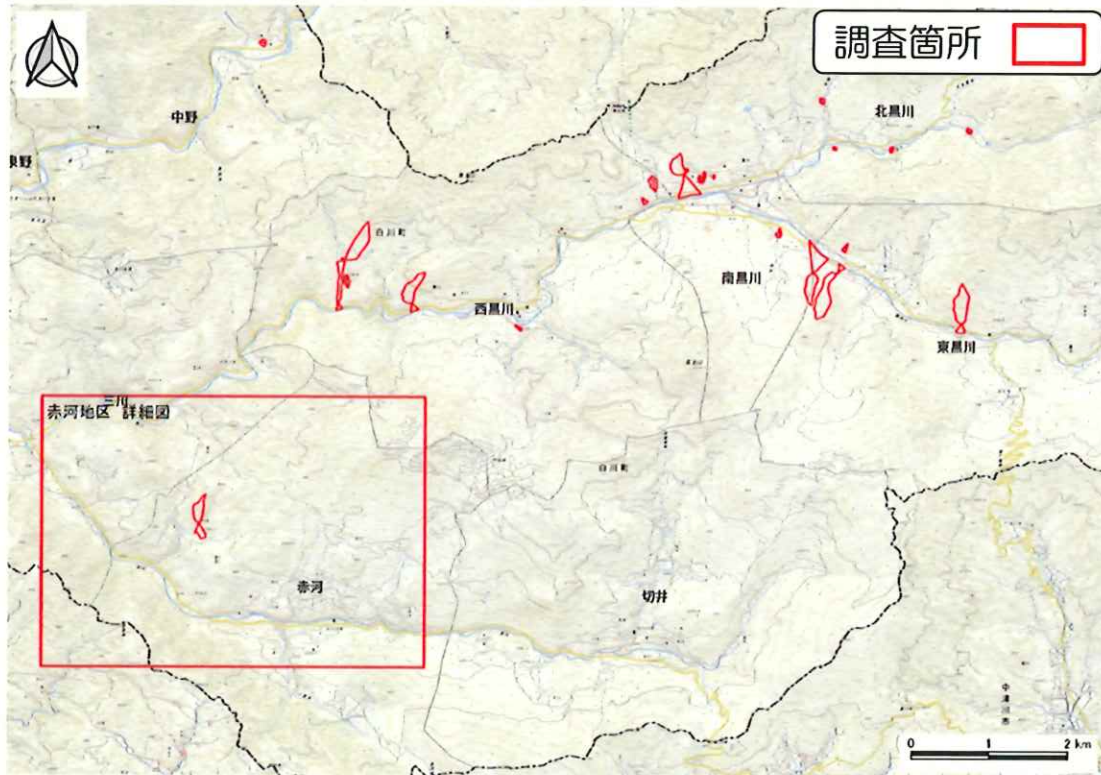
土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地抑制等のソフト対策の推進を図るための法律です。

なお、基礎調査結果については、調査完了後土砂災害防止法に基づき公表をいたします。

1. 調査箇所 白川町赤河地内（位置図参照）

2. 調査期間 2026年7月初旬～2026年8月下旬*（予定）

*調査の進捗状況や天候状況によっては調査期間が延びる場合がございます。



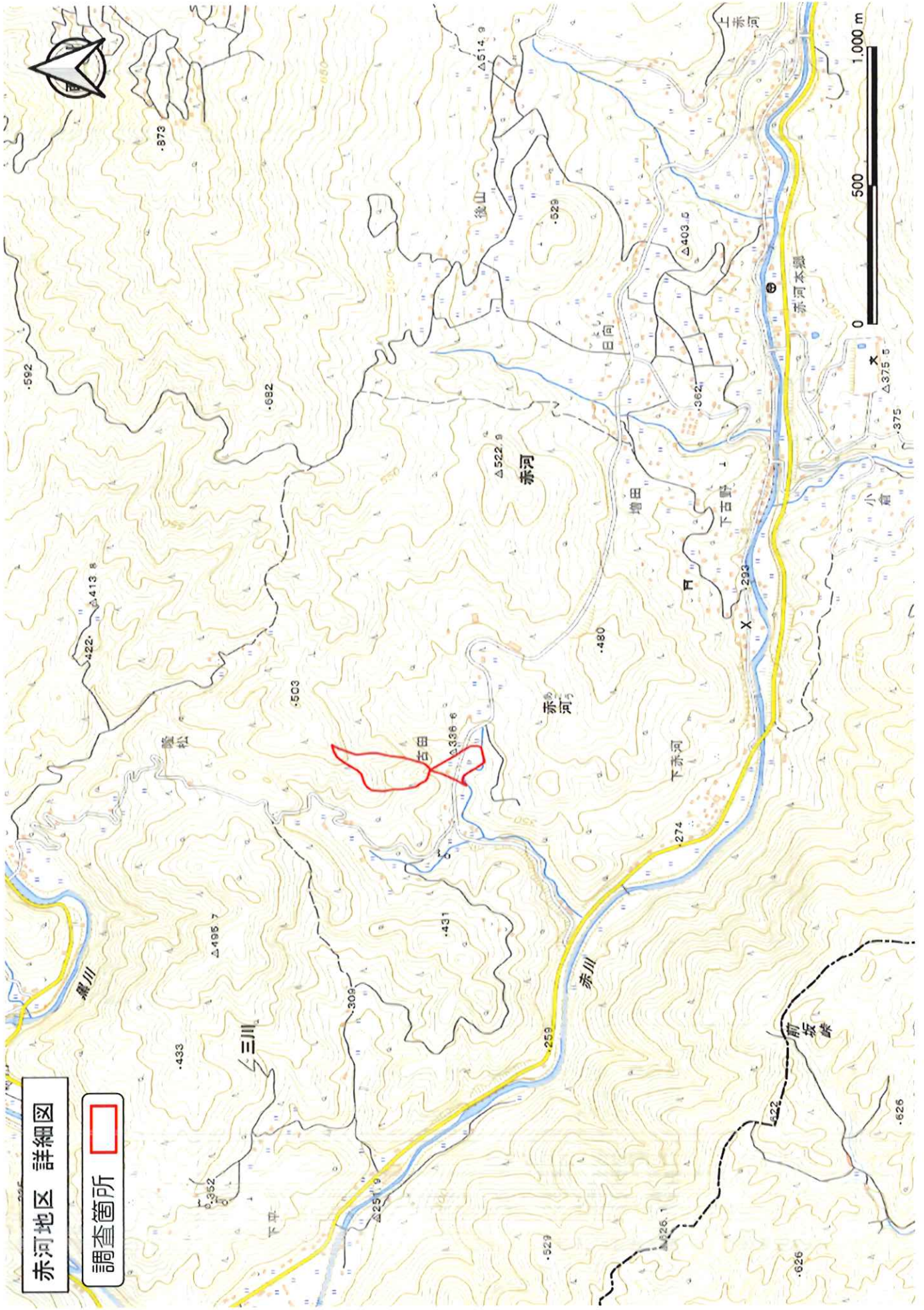
《お問い合わせ先》

〈岐阜県〉 岐阜県 可茂土木事務所 河川砂防課
担当：矢代、上野
電話：0574-25-3111（内線318）

〈白川町〉 白川町役場 建設環境課
担当：太田、杉山
電話：0574-72-1311（内線254）

〈調査業者〉 株式会社パスコ
担当：望月、杉井
電話：052-239-5140





赤河地区 詳細図

調査箇所 

■調査車両について

調査車両には、左図のようなプレートを自動車のフロントガラスに設置します。

土砂災害防止法 基礎調査
調査実施中

がけ崩れ・土石流に関する調査を実施しています。
(ただし、調査につき、駐車させて頂いております。)

業務名：公共 総合流域防災事業(砂防基礎調査)(国補正)(翌償)砂防基礎調査委託

発注者：岐阜県可茂土木事務所 河川砂防課
連絡先：●●●●会社 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇



■調査員の服装について

調査員は、作業服、ヘルメット、腕章を着用しております。



腕章 (例)

砂防基礎調査

調査実施者 ●●●●株式会社
岐阜県 可茂土木事務所 河川砂防課

調査員は、岐阜県発行の身分証明書を携帯しています。もし、不審な人物であると思われる場合は、**身分証明書**をご確認ください。

身分証明書 (見本)

〇〇第〇〇号

身分証明書

所属名 株式会社□□
氏名 △△ △△

上記の者は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第5条第1項、第22条第1項、同条第2項及び第30条第1項の規定による立入ができる者であることを証する。

交付年月日 令和*年**月**日
有効期限 令和*年**月**日から
令和*年**月**日まで
岐阜県可茂土木事務所長

■調査状況例



沢筋の調査

- 現地調査に際して、立木の伐採や杭等の設置は行いません。
- 家屋の中に入り込むことはありません。
- 溪流及びその周辺の状況を把握するために、皆様が所有している土地に入り、調査を行うことがありますので、ご協力をお願い致します。
- 調査作業員は、ポール、巻き尺、カメラ等を用いて作業をします。
- 現地状況の写真を撮影させて頂きます。
- **工事を実施するための調査ではありません。**

南黒川自治会 各位
関係住民の皆様へ

岐阜県可茂土木事務所
河川砂防課

土砂災害危険箇所の現地調査のお知らせ

日頃は岐阜県の土木事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、白川町南黒川地内の土砂災害のおそれのある箇所について、土砂災害防止法*に基づく基礎調査を実施いたします。

下記の調査業者が土砂災害危険箇所周辺の土地に立ち入って調査しますので、ご了承願います。なお、住宅地等に立ち入りをさせていただく場合には、事前に声をかけさせていただきます。

何卒ご理解とご協力をお願いします。

*土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地抑制等のソフト対策の推進を図るための法律です。

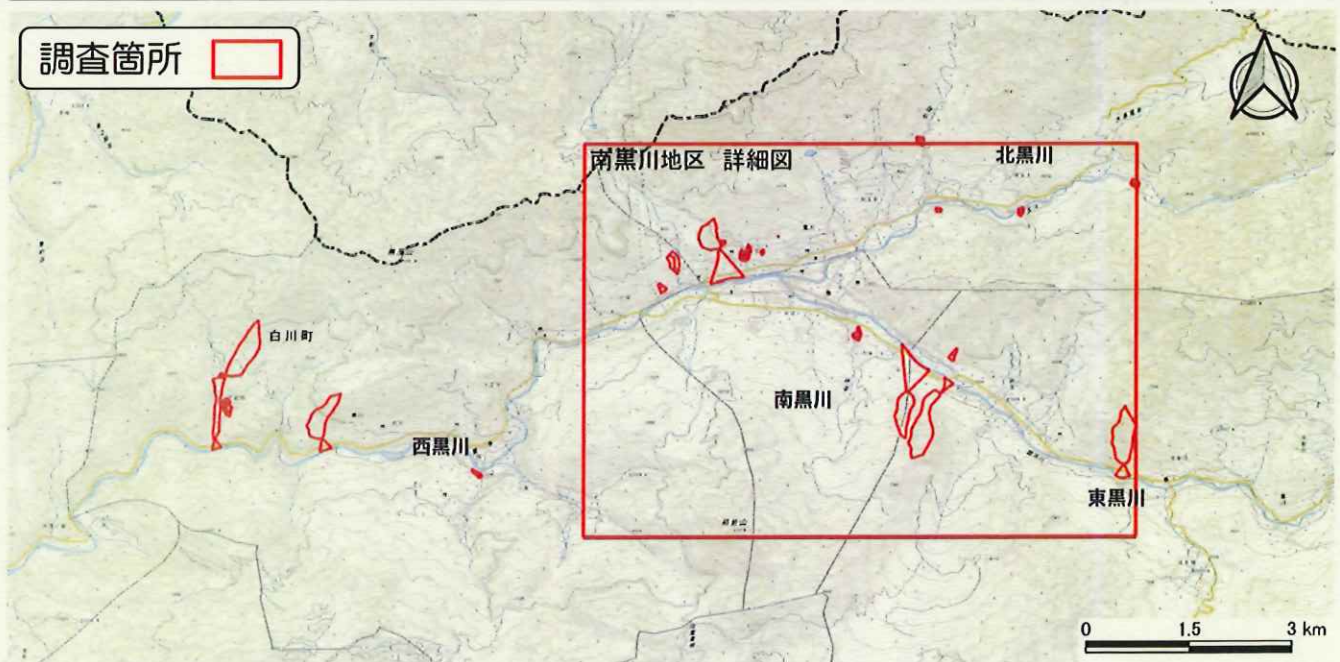
なお、基礎調査結果については、調査完了後土砂災害防止法に基づき公表をいたします。

1. 調査箇所 白川町南黒川地内（位置図参照）

2. 調査期間 2026年7月中旬～2026年8月下旬*（予定）

*調査の進捗状況や天候状況によっては調査期間が延びる場合がございます。

調査箇所



《お問い合わせ先》

〈岐阜県〉 岐阜県 可茂土木事務所 河川砂防課
担当：矢代、上野
電話：0574-25-3111（内線318）

〈白川町〉 白川町役場 建設環境課
担当：太田、杉山
電話：0574-72-1311（内線254）

〈調査業者〉 いであ株式会社
担当：井上、荒谷
電話：052-654-6012

国際航業株式会社
担当：小段、田中
電話：052-747-3113

株式会社パスコ
担当：望月、杉井
電話：052-239-5140



(無反峠)

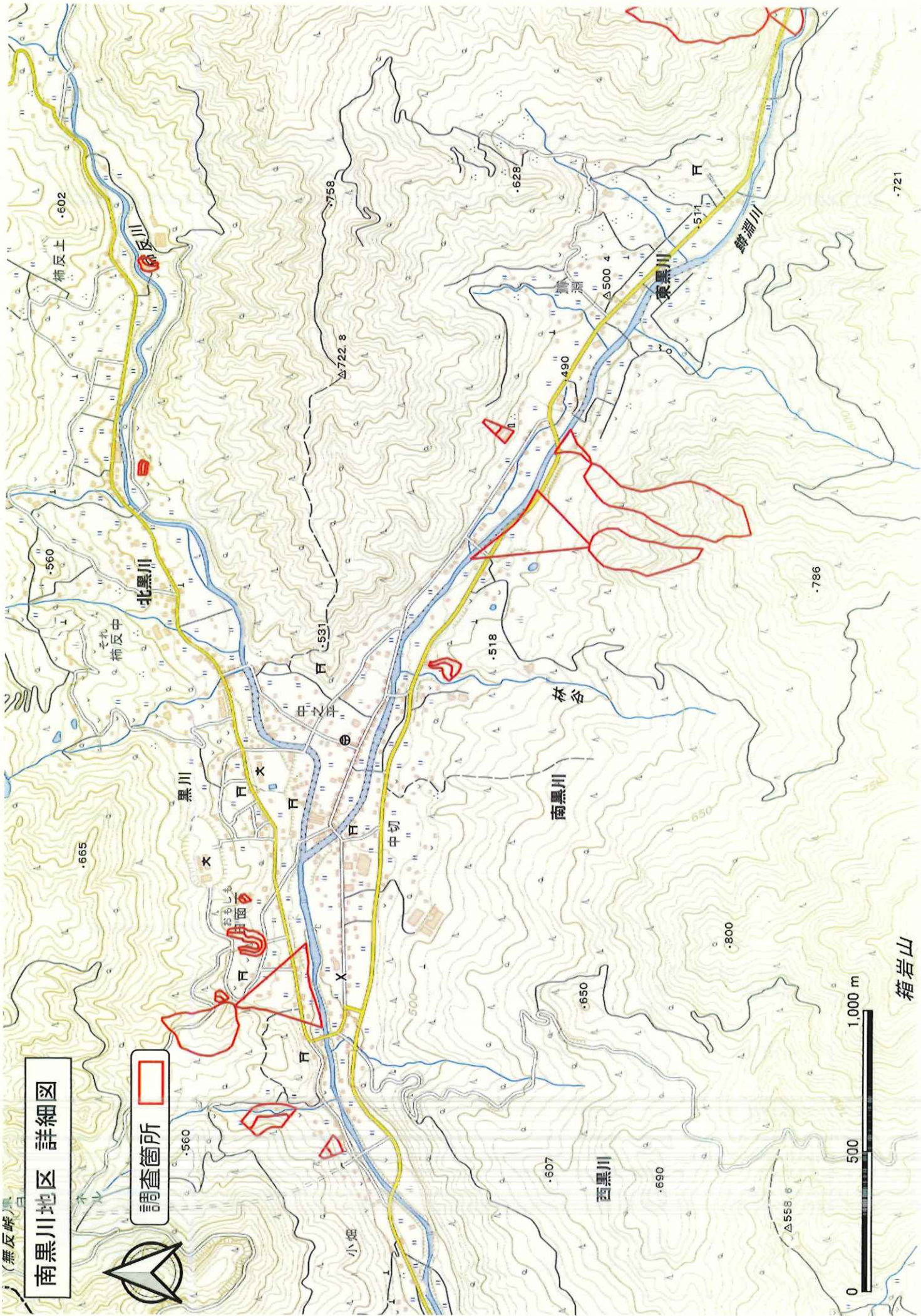
南黒川地区 詳細図

調査箇所



0 500 1,000 m

箱岩山



■調査車両について

調査車両には、左図のようなプレートを自動車のフロントガラスに設置します。

土砂災害防止法 基礎調査
調 査 実 施 中

がけ崩れ・土石流に関する調査を実施しています。
(ただし、調査中につき、駐車させて頂いております。)

業務名：公共 総合流域防災事業(砂防基礎調査)(国補正)(翌償)砂防基礎調査委託

発注者：岐阜県可茂土木事務所 河川砂防課
連絡先：●●●●会社 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇



■調査員の服装について

調査員は、作業服、ヘルメット、腕章を着用しております。

調査員は、岐阜県発行の身分証明書を携帯しています。もし、不審な人物であると思われる場合は、**身分証明書**をご確認ください。



腕章 (例)

砂防基礎調査

調査実施者 ●●●●株式会社
岐阜県 可茂土木事務所 河川砂防課

身分証明書 (見本)

<p>身分証明書 〇〇〇〇〇〇</p> <p>所属名 株式会社〇〇 氏名 △△△△</p> <p>上記の者は土砂災害防止法第57号(第5条第1項、第2条第1項、同条第2項及び第30条第1項の規定)による立入が許されることとなる。</p> <p>交付年月日 令和×年×月×日 有効期限 令和×年×月×日から 令和×年×月×日まで 岐阜県河川砂防課</p>	<p>土砂災害防止法第57号(第5条第1項)の規定による立入を許すための身分証明書(見本)</p> <p>1. 申請書に提出された写真と同一人物であることを確認する。</p> <p>2. 申請書に提出された氏名と同一人物であることを確認する。</p> <p>3. 申請書に提出された所属名と同一人物であることを確認する。</p> <p>4. 申請書に提出された交付年月日と同一人物であることを確認する。</p> <p>5. 申請書に提出された有効期限と同一人物であることを確認する。</p> <p>6. 申請書に提出された有効期限が満了していないことを確認する。</p> <p>7. 申請書に提出された有効期限が満了している場合は、有効期限が満了した日から起算して1年以内の期間内に再申請を行う必要がある。</p> <p>8. 申請書に提出された有効期限が満了している場合は、有効期限が満了した日から起算して1年以内の期間内に再申請を行う必要がある。</p> <p>9. 申請書に提出された有効期限が満了している場合は、有効期限が満了した日から起算して1年以内の期間内に再申請を行う必要がある。</p> <p>10. 申請書に提出された有効期限が満了している場合は、有効期限が満了した日から起算して1年以内の期間内に再申請を行う必要がある。</p>
--	--

■調査状況例



斜面の勾配・高さを確認



沢筋の調査



対策施設の確認

- 現地調査に際して、立木の伐採や杭等の設置は行いません。
- 家屋の中に立ち入ることはありません。
- がけや溪流及びその周辺の状況を把握するために、皆様が所有している土地に入り、調査を行うことがありますので、ご協力をお願い致します。
- 調査作業員は、ポール、巻き尺、カメラ等を用いて作業をします。
- 現地状況の写真を撮影させて頂きます。
- **工事を実施するための調査ではありません。**

東黒川自治会 各位
関係住民の皆様へ

岐阜県可茂土木事務所
河川砂防課

土砂災害危険箇所の現地調査のお知らせ

日頃は岐阜県の土木事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、白川町東黒川地内の土砂災害のおそれのある箇所について、土砂災害防止法*に基づく基礎調査を実施いたします。

下記の調査業者が土砂災害危険箇所周辺の土地に立ち入って調査しますので、ご了承願います。なお、住宅地等に立ち入りをさせていただく場合には、事前に声をかけさせていただきます。

何卒ご理解とご協力をお願いします。

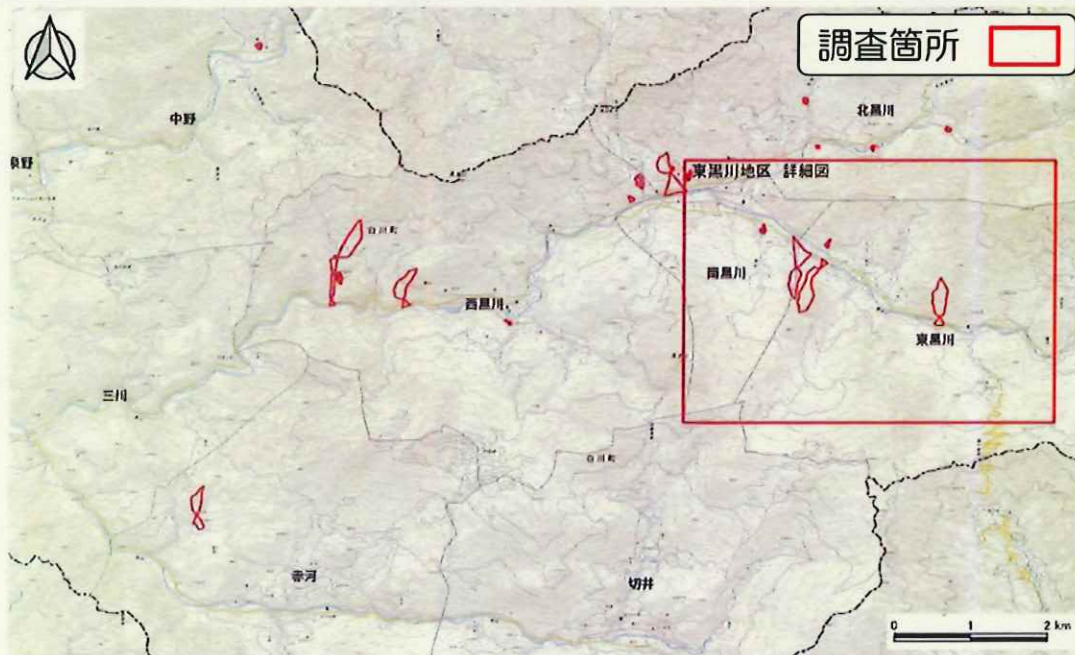
*土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害（かけ崩れ、土石流、地すべり）から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地抑制等のソフト対策の推進を図るための法律です。

なお、基礎調査結果については、調査完了後土砂災害防止法に基づき公表をいたします。

1. 調査箇所 白川町東黒川地内（位置図参照）
2. 調査期間 2026年7月初旬～2026年8月下旬*（予定）

*調査の進捗状況や天候状況によっては調査期間が延びる場合がございます。



《お問い合わせ先》

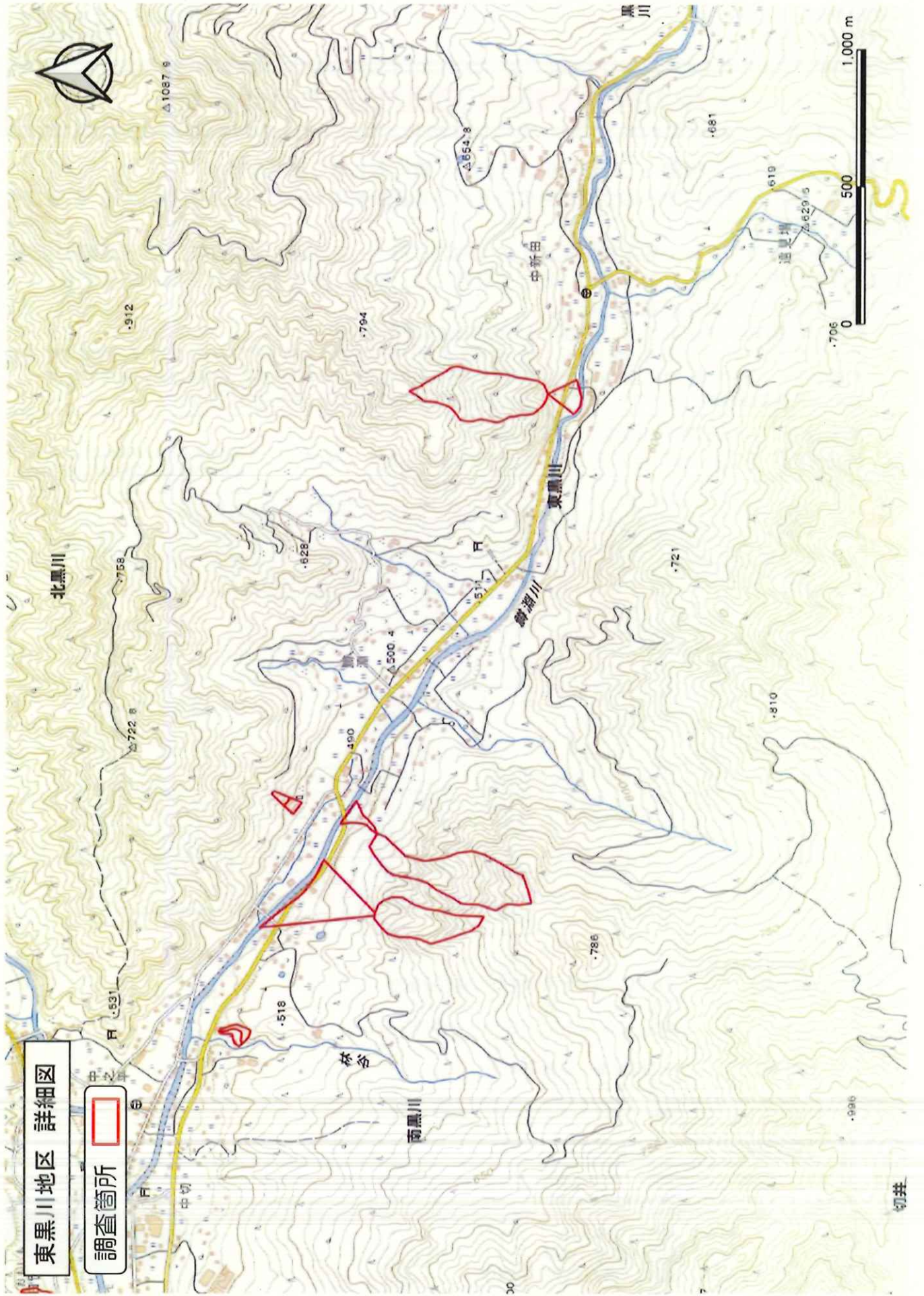
〈岐阜県〉 岐阜県 可茂土木事務所 河川砂防課
担当：矢代、上野
電話：0574-25-3111（内線318）

〈白川町〉 白川町役場 建設環境課
担当：太田、杉山
電話：0574-72-1311（内線254）

〈調査業者〉 いであ株式会社
担当：井上、荒谷
電話：052-654-6012

株式会社パスコ
担当：望月、杉井
電話：052-239-5140





東黒川地区 詳細図

調査箇所

切井

■調査車両について

調査車両には、左図のようなプレートを自動車のフロントガラスに設置します。

土砂災害防止法 基礎調査
調査実施中

がけ崩れ・土石流に関する調査を実施しています。
(ただし、調査中につき、駐車させて頂いております。)

業務名：公共 総合流域防災事業(砂防基礎調査)(国補正)(翌償)砂防基礎調査委託

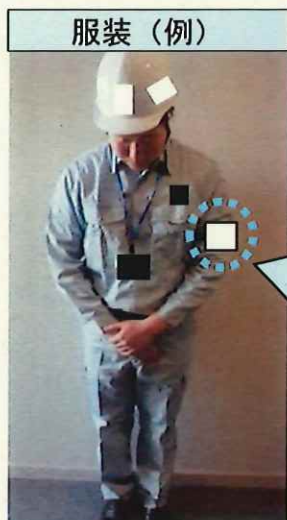
発注者：岐阜県可茂土木事務所 河川砂防課
連絡先：●●●●会社 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇



■調査員の服装について

調査員は、作業服、ヘルメット、腕章を着用しております。

調査員は、岐阜県発行の身分証明書を携帯しています。もし、不審な人物であると思われる場合は、**身分証明書**をご確認ください。



腕章 (例)

砂防基礎調査

調査実施者 ●●●● 株式会社
岐阜県 可茂土木事務所 河川砂防課

身分証明書 (見本)

〇〇第〇〇号

身分証明書

所属名 株式会社□□
氏名 △△△△

上記の者は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第5条第1項、第22条第1項、同条第2項及び第30条第1項の規定による立入ができる者であることを証する。

交付年月日	令和*年**月**日
有効期限	令和*年**月**日から 令和*年**月**日まで
	岐阜県可茂土木事務所長

■調査状況例



沢筋の調査

- 現地調査に際して、立木の伐採や杭等の設置は行いません。
- 家屋の中に立ち入ることはありません。
- 溪流及びその周辺の状況を把握するために、皆様が所有している土地に入り、調査を行うことがありますので、ご協力をお願い致します。
- 調査作業員は、ポール、巻き尺、カメラ等を用いて作業をします。
- 現地状況の写真を撮影させて頂きます。
- **工事を実施するための調査ではありません。**

北黒川自治会 各位
関係住民の皆様へ

岐阜県可茂土木事務所
河川砂防課

土砂災害危険箇所の現地調査のお知らせ

日頃は岐阜県の土木事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、白川町北黒川地内の土砂災害のおそれのある箇所について、土砂災害防止法※に基づく基礎調査を実施いたします。

下記の調査業者が土砂災害危険箇所周辺の土地に立ち入って調査しますので、ご了承願います。なお、住宅地等に立ち入りをさせていただく場合には、事前に声をかけさせていただきます。

何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地抑制等のソフト対策の推進を図るための法律です。

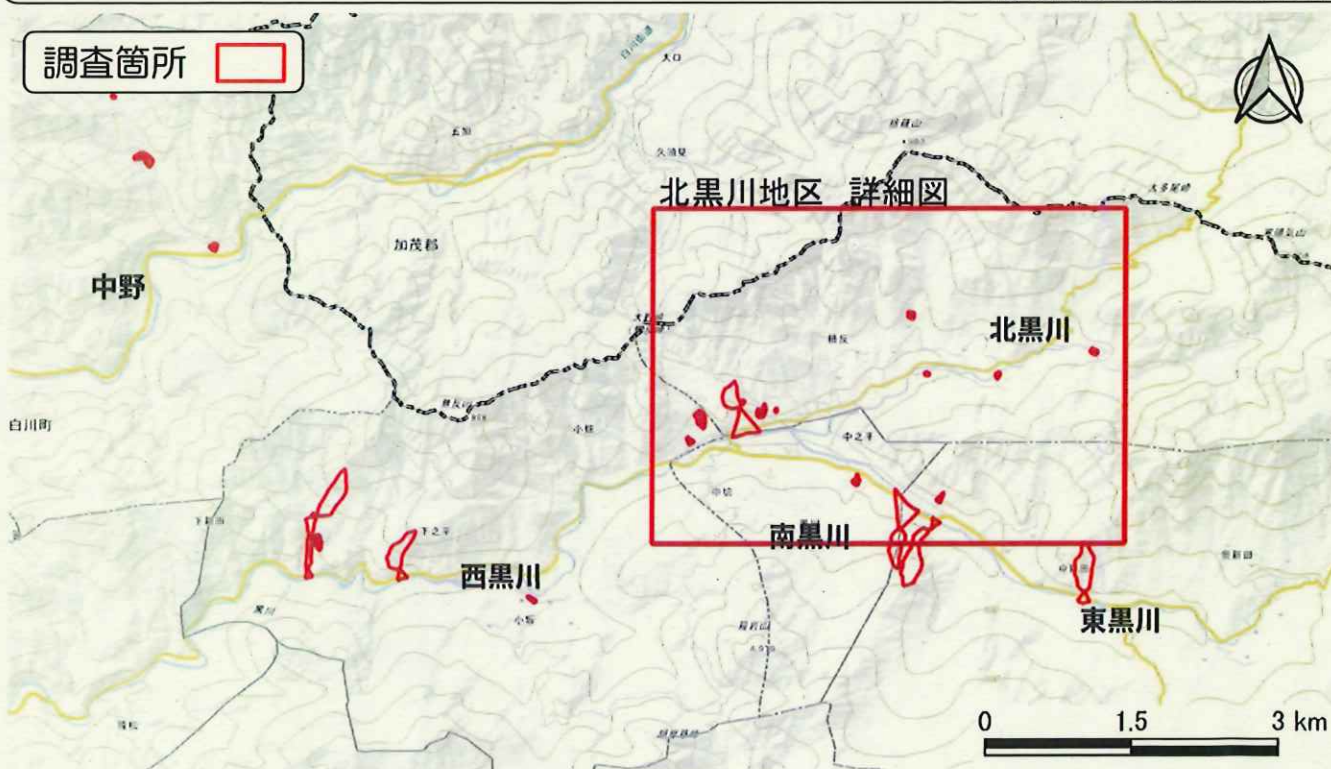
なお、基礎調査結果については、調査完了後土砂災害防止法に基づき公表をいたします。

1. 調査箇所 白川町北黒川地内（位置図参照）

2. 調査期間 2026年7月中旬～2026年8月下旬※（予定）

※調査の進捗状況や天候状況によっては調査期間が延びる場合がございます。

調査箇所



《お問い合わせ先》

〈岐阜県〉 岐阜県 可茂土木事務所 河川砂防課
担当：矢代、上野
電話：0574-25-3111（内線 318）

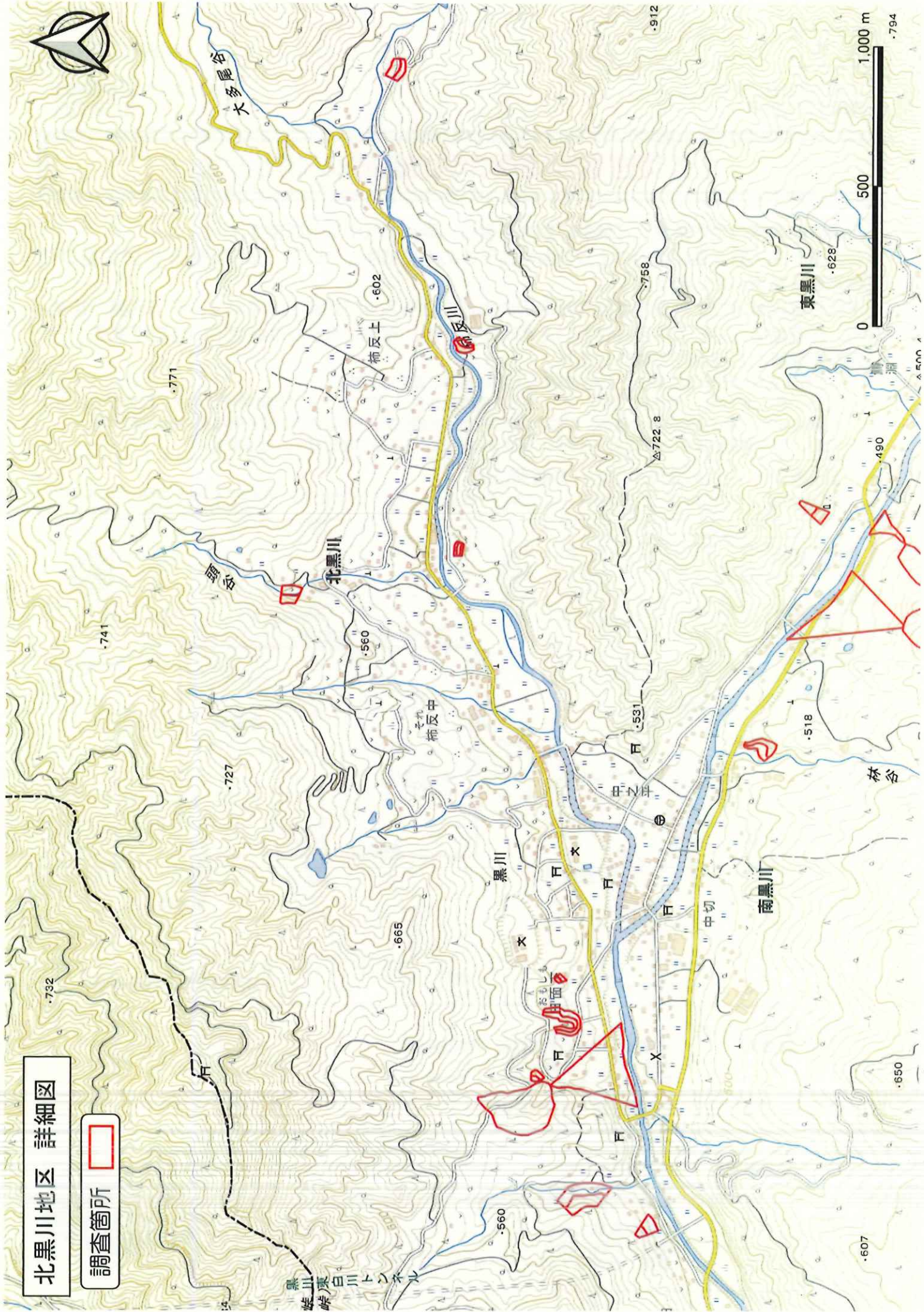
〈白川町〉 白川町役場 建設環境課
担当：太田、杉山
電話：0574-72-1311（内線 254）

〈調査業者〉 いであ株式会社
担当：井上、荒谷
電話：052-654-6012
国際航業株式会社
担当：小段、田中
電話：052-747-3113



北黒川地区 詳細図

調査箇所 



■調査車両について

調査車両には、左図のようなプレートを自動車のフロントガラスに設置します。

土砂災害防止法 基礎調査
調 査 実 施 中

がけ崩れ・土石流に関する調査を実施しています。
(ただし、調査につき、駐車させて頂いております。)

業務名: 公共 総合流域防災事業(砂防基礎調査)(国補正)(翌償)砂防基礎調査委託

発注者: 岐阜県可茂土木事務所 河川砂防課

連絡先: ●●●●会社 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

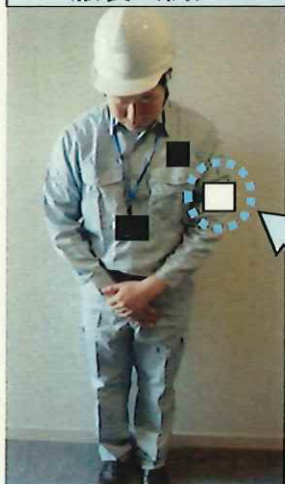
作業車両
(車種は変更となる場合があります)



■調査員の服装について

調査員は、作業服、ヘルメット、腕章を着用しております。

服装 (例)



腕章 (例)

砂防基礎調査
調査実施者 ●●●●株式会社
岐阜県 可茂土木事務所 河川砂防課

調査員は、岐阜県発行の身分証明書を携帯しています。もし、不審な人物であると思われる場合は、**身分証明書**をご確認ください。

身分証明書 (見本)

<p>身分証明書 〇〇〇〇号</p> <p>所属名 株式会社〇〇〇 氏名 △△△△</p> <p>上記の者は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第5条第1項、第22条第1項、同法第2項及び第30条第1項の規定による立入ができる者であることを証明する。</p> <p>交付年月日 令和*年**月**日 有効期限 令和*年**月**日から 令和*年**月**日まで 岐阜県可茂土木事務所長</p>	<p>法律第57号の施行期日等に関する法律(平成12年法律第57号)第5条第1項、第22条第1項、同法第2項及び第30条第1項の規定による立入ができる者であることを証明する。</p> <p>交付年月日 令和*年**月**日 有効期限 令和*年**月**日から 令和*年**月**日まで 岐阜県可茂土木事務所長</p>
---	--

■調査状況例



斜面の勾配・高さを確認



沢筋の調査



対策施設の確認

- 現地調査に際して、立木の伐採や杭等の設置は行いません。
- 家屋の中に立ち入ることはありません。
- がけや溪流及びその周辺の状況を把握するために、皆様が所有している土地に入り、調査を行うことがありますので、ご協力をお願い致します。
- 調査作業員は、ポール、巻き尺、カメラ等を用いて作業をします。
- 現地状況の写真を撮影させて頂きます。
- **工事を実施するための調査ではありません。**

西黒川自治会 各位
関係住民の皆様へ

岐阜県可茂土木事務所
河川砂防課

土砂災害危険箇所の現地調査のお知らせ

日頃は岐阜県の土木事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、白川町西黒川地内の土砂災害のおそれのある箇所について、土砂災害防止法※に基づく基礎調査を実施いたします。

下記の調査業者が土砂災害危険箇所周辺の土地に立ち入って調査しますので、ご了承願います。なお、住宅地等に立ち入りをさせていただく場合には、事前に声をかけさせていただきます。

何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害（かけ崩れ、土石流、地すべり）から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地抑制等のソフト対策の推進を図るための法律です。

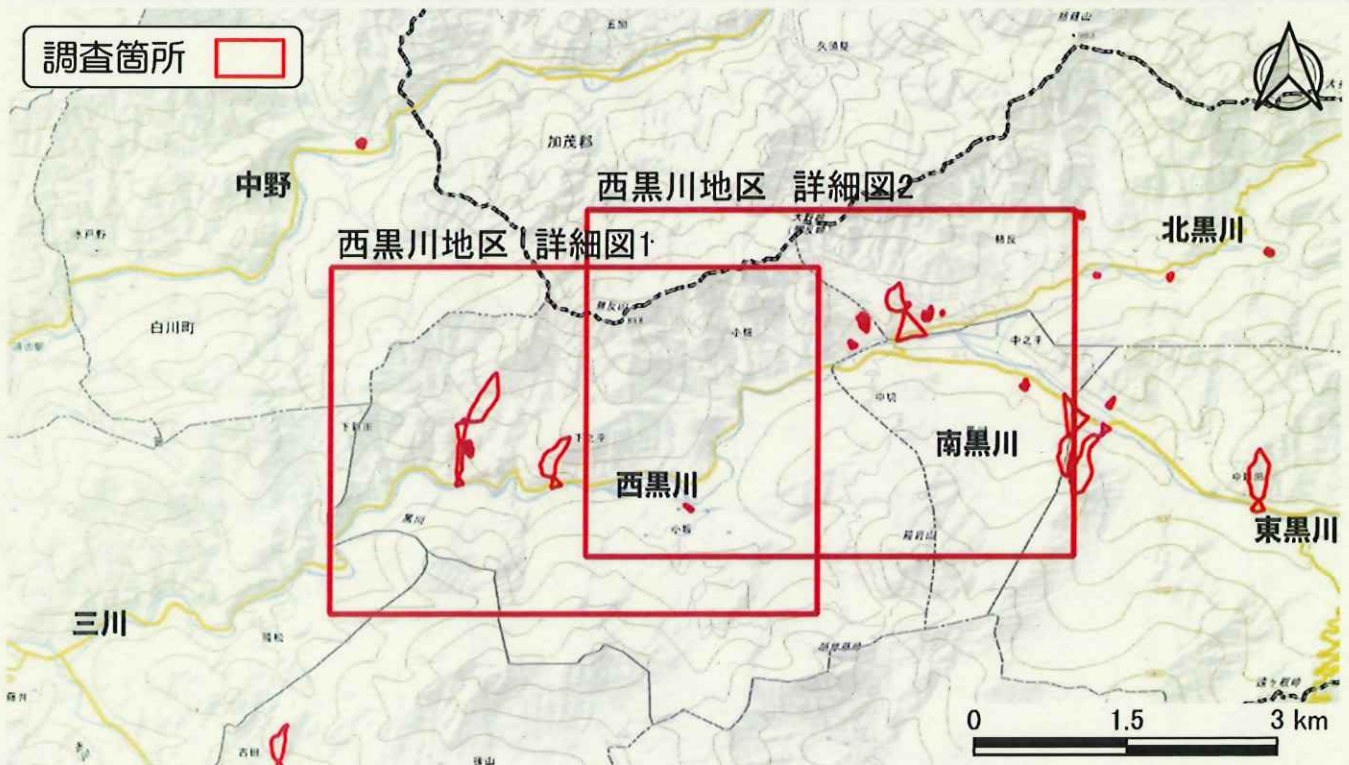
なお、基礎調査結果については、調査完了後土砂災害防止法に基づき公表をいたします。

1. 調査箇所 白川町西黒川地内（位置図参照）

2. 調査期間 2026年7月中旬～2026年8月下旬※（予定）

※調査の進捗状況や天候状況によっては調査期間が延びる場合がございます。

調査箇所



《お問い合わせ先》

〈岐阜県〉 岐阜県 可茂土木事務所 河川砂防課
担当：矢代、上野
電話：0574-25-3111（内線 318）

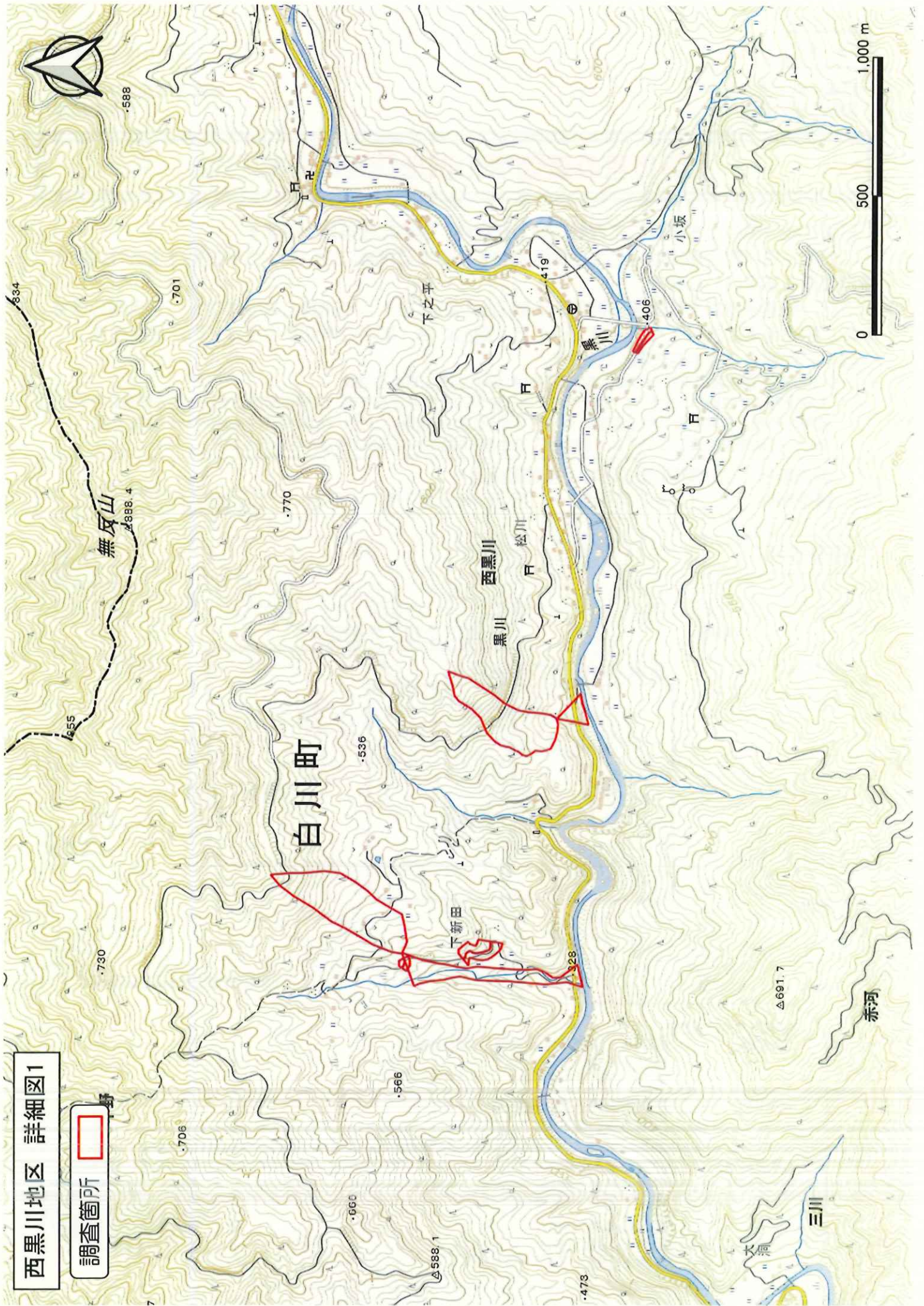
〈白川町〉 白川町役場 建設環境課
担当：太田、杉山
電話：0574-72-1311（内線 254）

〈調査業者〉 いであ株式会社
担当：井上、荒谷
電話：052-654-6012
国際航業株式会社
担当：小段、田中
電話：052-747-3113



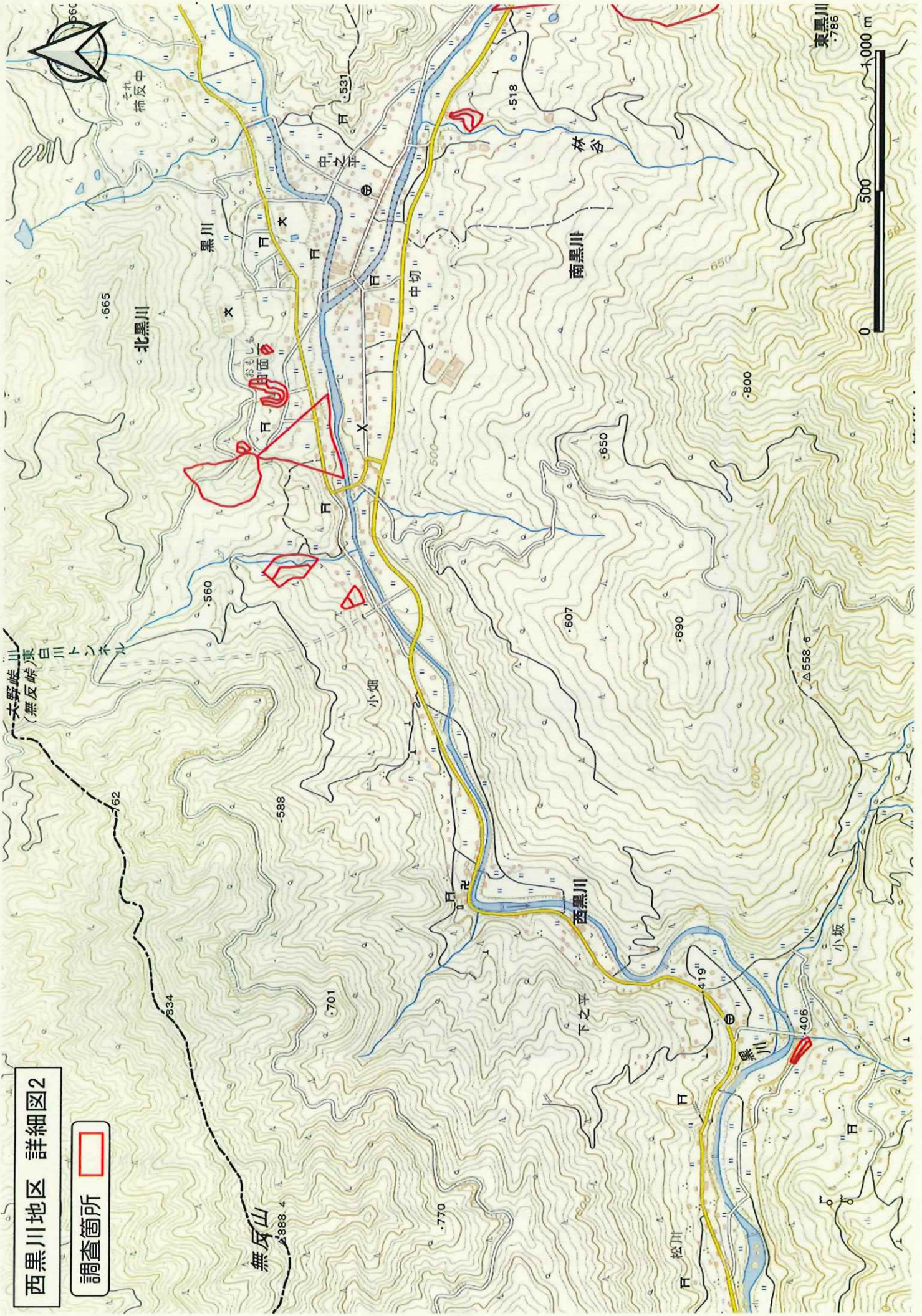
西黒川地区 詳細図1

調査箇所



西黒川地区 詳細図2

調査箇所 



■調査車両について

調査車両には、左図のようなプレートを自動車のフロントガラスに設置します。

土砂災害防止法 基礎調査
調 査 実 施 中

がけ崩れ・土石流に関する調査を実施しています。
(ただし、調査につき、駐車させて頂いております。)

業務名：公共 総合流域防災事業(砂防基礎調査)(国補正)(翌償)砂防基礎調査委託

発注者：岐阜県可茂土木事務所 河川砂防課
連絡先：●●●●会社 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇



■調査員の服装について

調査員は、作業服、ヘルメット、腕章を着用しております。

調査員は、岐阜県発行の身分証明書を携帯しています。もし、不審な人物であると思われる場合は、**身分証明書**をご確認ください。



腕章 (例)

砂防基礎調査

調査実施者 ●●●●株式会社
岐阜県 可茂土木事務所 河川砂防課

身分証明書 (見本)

<p>身分証明書 〇〇〇〇〇〇</p> <p>所属名 株式会社〇〇 氏名 〇〇〇 〇〇〇</p> <p>上記の要件に準じて、岐阜県警察庁等における土砂災害防止法の施行に必要とする調査員としての調査員に関する資格(平成12年法律第57号)第5条第1項、第2条第1項、同法第2項及び第30条第1項の規定による立入ができる者であることを証明する。</p> <p>交付年月日 令和*年*月*日 有効期限 令和*年*月*日から 令和*年*月*日まで 岐阜県河川砂防課 河川砂防課長</p>	<p>土砂災害防止法第30条第1項において、土砂災害防止法の施行に必要とする調査員としての調査員に関する資格(平成12年法律第57号)第5条第1項、第2条第1項、同法第2項及び第30条第1項の規定による立入ができる者であることを証明する。</p> <p>調査員としての調査員に関する資格(平成12年法律第57号)第5条第1項、第2条第1項、同法第2項及び第30条第1項の規定による立入ができる者であることを証明する。</p> <p>調査員としての調査員に関する資格(平成12年法律第57号)第5条第1項、第2条第1項、同法第2項及び第30条第1項の規定による立入ができる者であることを証明する。</p> <p>調査員としての調査員に関する資格(平成12年法律第57号)第5条第1項、第2条第1項、同法第2項及び第30条第1項の規定による立入ができる者であることを証明する。</p> <p>調査員としての調査員に関する資格(平成12年法律第57号)第5条第1項、第2条第1項、同法第2項及び第30条第1項の規定による立入ができる者であることを証明する。</p> <p>調査員としての調査員に関する資格(平成12年法律第57号)第5条第1項、第2条第1項、同法第2項及び第30条第1項の規定による立入ができる者であることを証明する。</p>
---	--

■調査状況例



斜面の勾配・高さを確認



沢筋の調査



対策施設の確認

- 現地調査に際して、立木の伐採や杭等の設置は行いません。
- 家屋の中に立ち入ることはありません。
- がけや溪流及びその周辺の状況を把握するために、皆様が所有している土地に入り、調査を行うことがありますので、ご協力をお願い致します。
- 調査作業員は、ポール、巻き尺、カメラ等を用いて作業をします。
- 現地状況の写真を撮影させて頂きます。
- **工事を実施するための調査ではありません。**

佐見自治会 各位
関係住民の皆様へ

岐阜県可茂土木事務所
河川砂防課

土砂災害危険箇所の現地調査のお知らせ

日頃は岐阜県の土木事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、白川町佐見地内の土砂災害のおそれのある箇所について、土砂災害防止法*に基づく基礎調査を実施いたします。

下記の調査業者が土砂災害危険箇所周辺の土地に立ち入って調査しますので、ご了承願います。なお、住宅地等に立ち入りをさせていただく場合には、事前に声をかけさせていただきます。

何卒ご理解とご協力をお願いします。

*土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

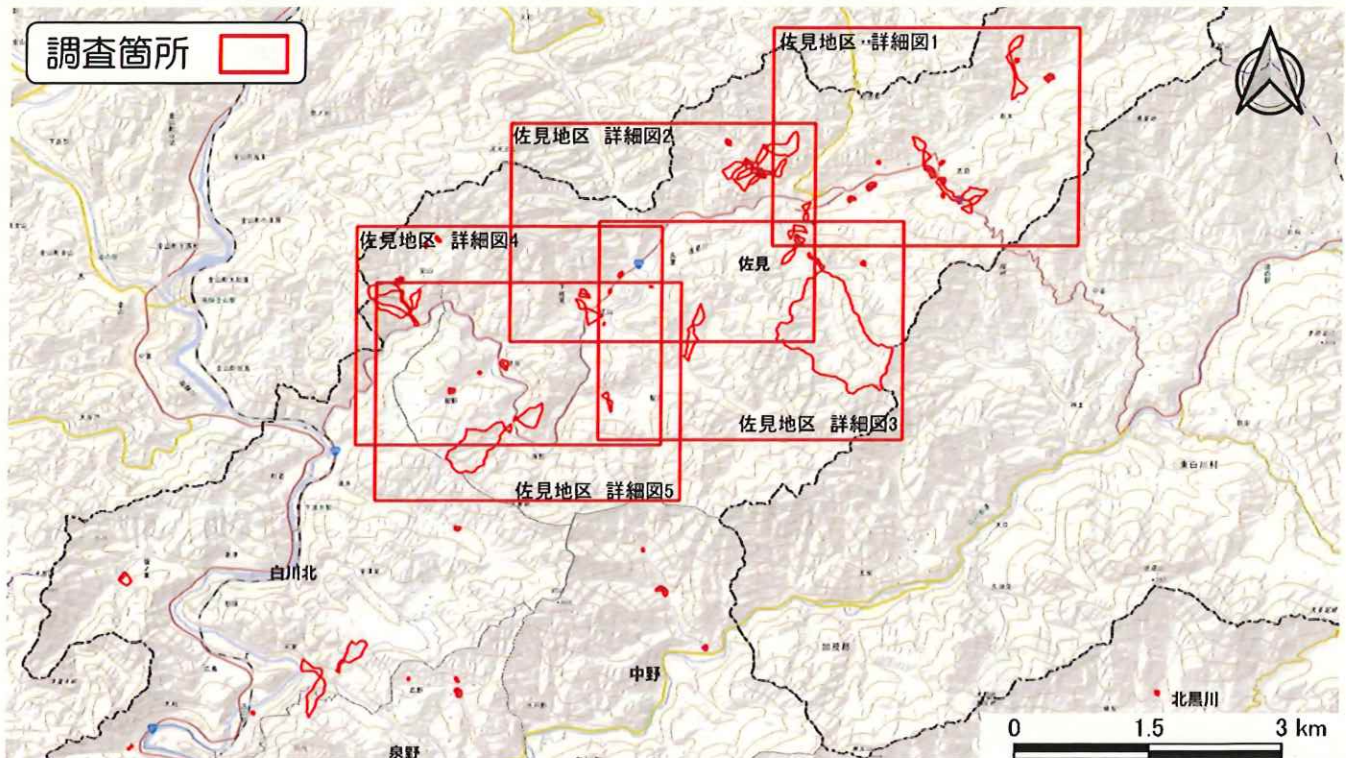
土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地抑制等のソフト対策の推進を図るための法律です。

なお、基礎調査結果については、調査完了後土砂災害防止法に基づき公表をいたします。

1. 調査箇所 白川町佐見地内（位置図参照）

2. 調査期間 2026年7月中旬～2026年8月下旬*（予定）

*調査の進捗状況や天候状況によっては調査期間が延びる場合がございます。



《お問い合わせ先》

〈岐阜県〉 岐阜県 可茂土木事務所 河川砂防課
担当：矢代、上野
電話：0574-25-3111（内線318）

〈白川町〉 白川町役場 建設環境課
担当：太田、杉山
電話：0574-72-1311（内線254）

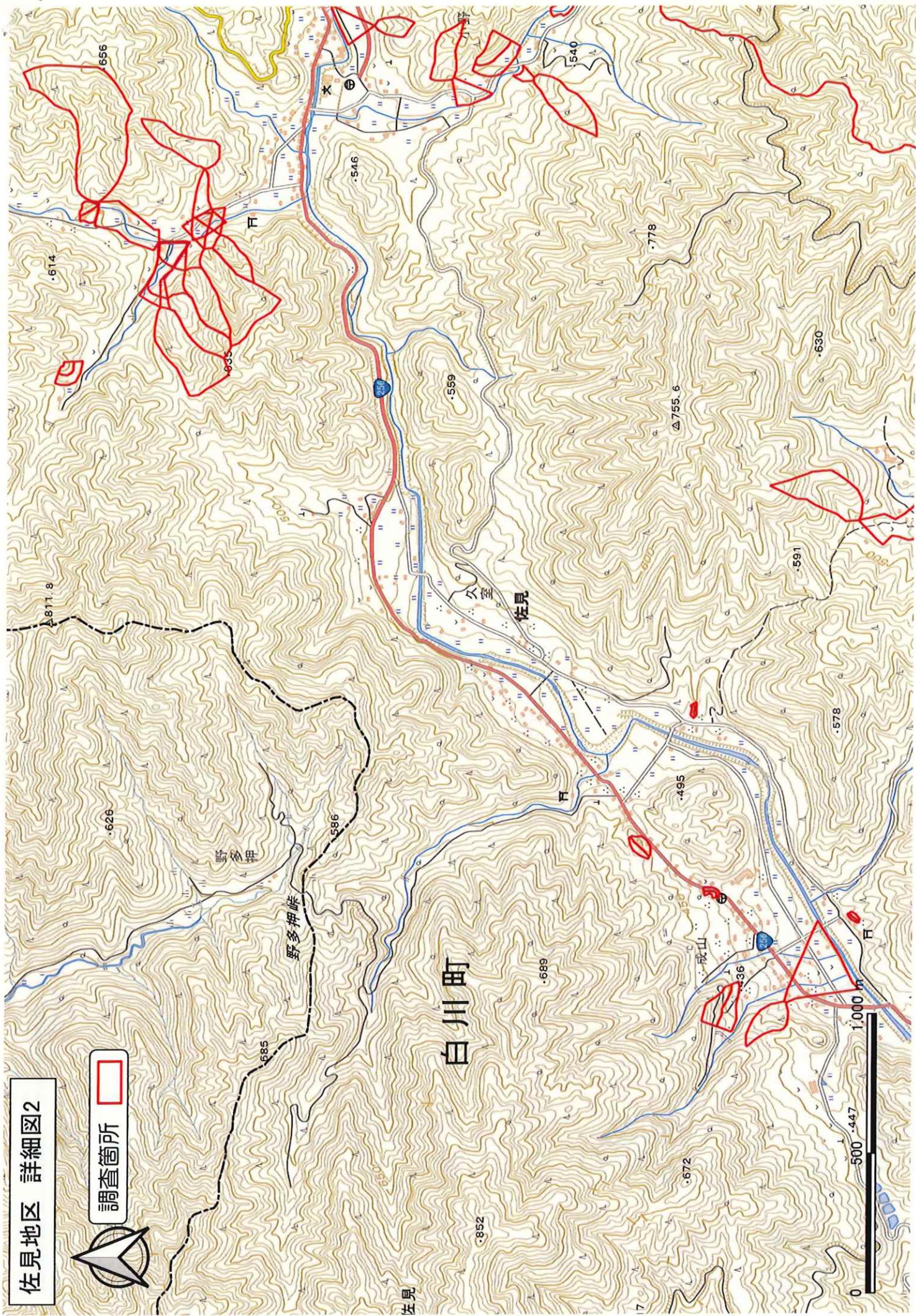
〈調査業者〉 株式会社メイホーエンジニアリング
担当：楠、佐竹
電話：058-253-8877
国際航業株式会社
担当：小段、田中
電話：052-747-3113



佐見地区 詳細図2

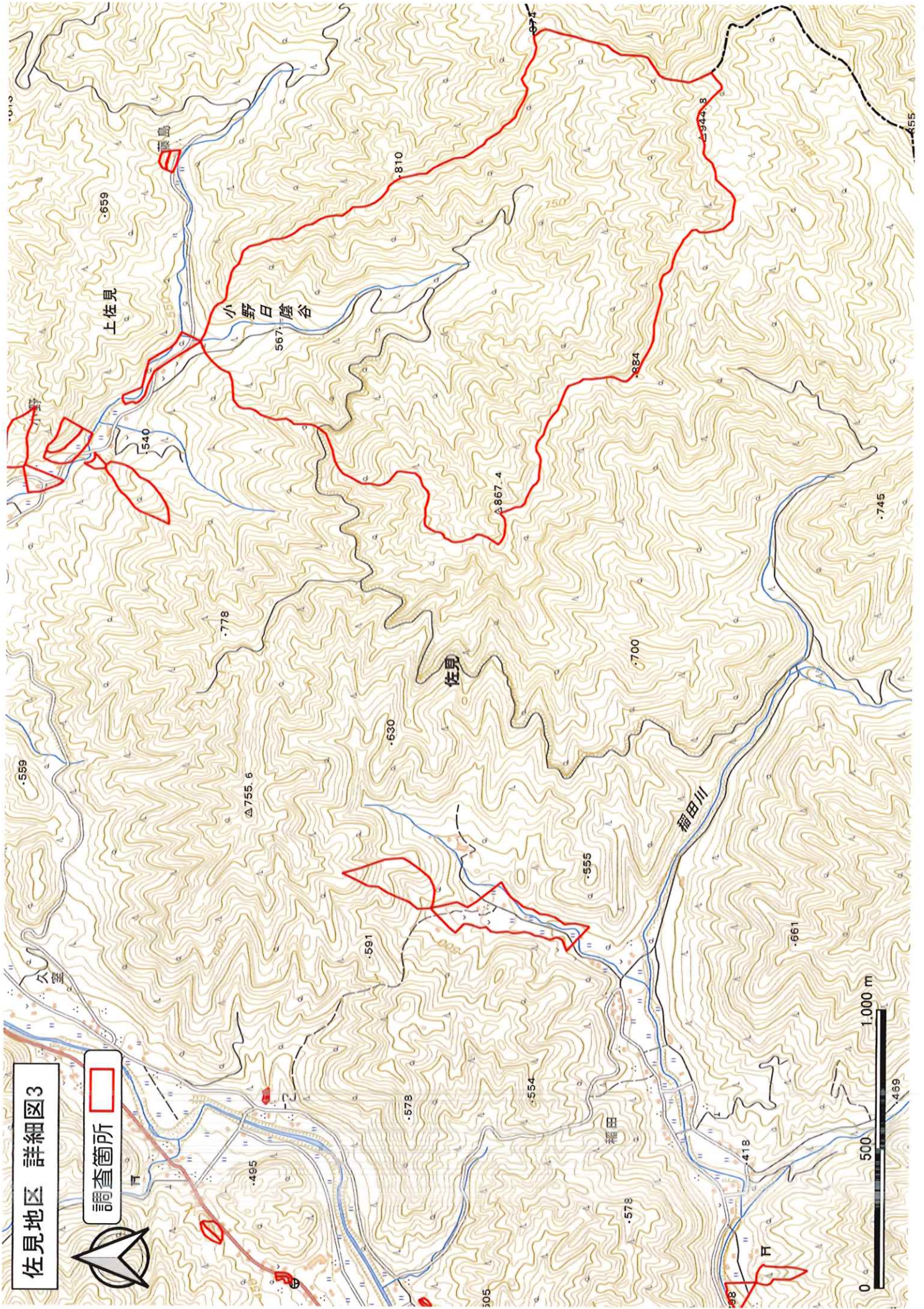


調査箇所



佐見地区 詳細図3

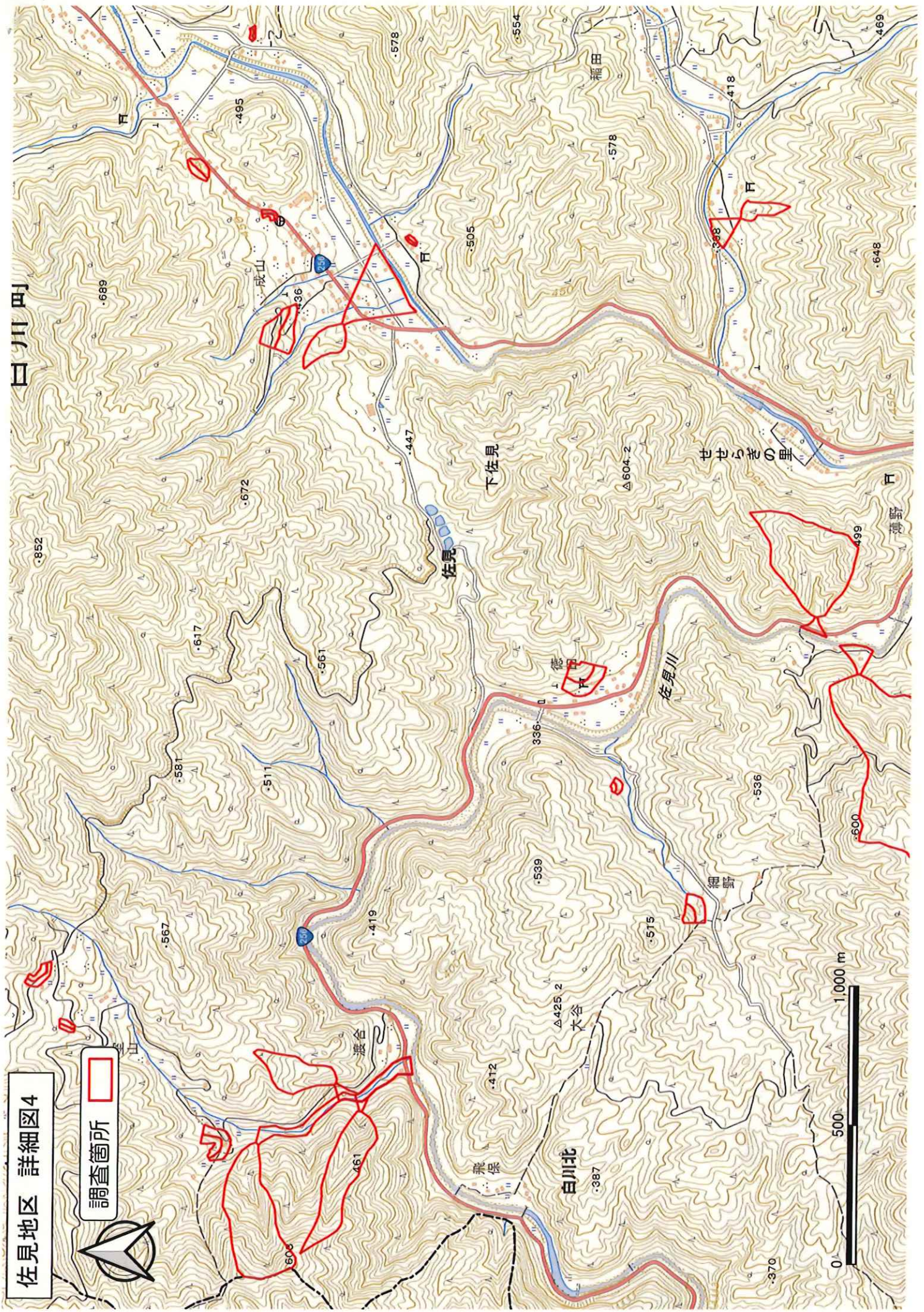
調査箇所 



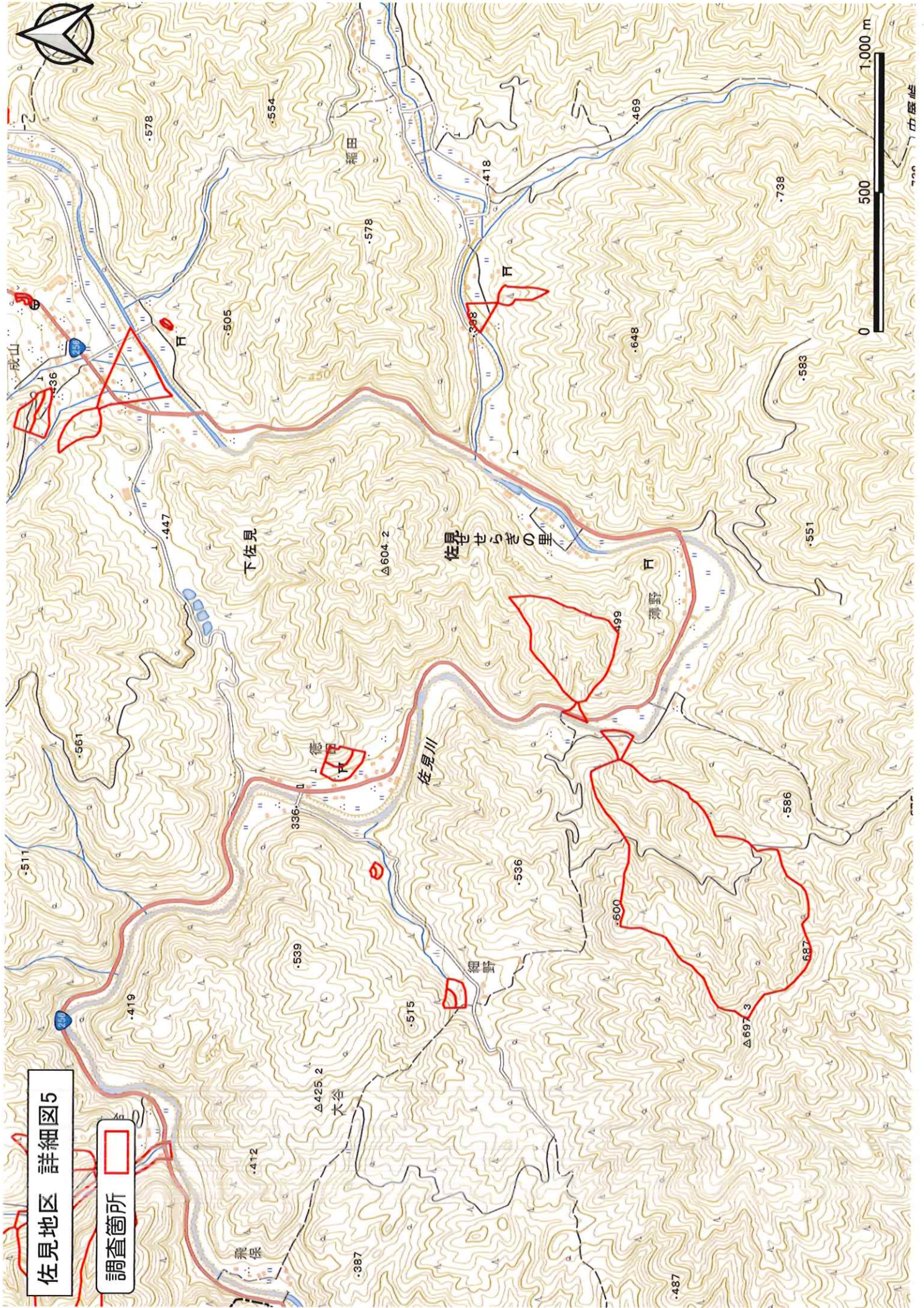
白川町

佐見地区 詳細図4

調査箇所



0 500 1,000 m



佐見地区 詳細図5

調査箇所 

■調査車両について

調査車両には、左図のようなプレートを自動車のフロントガラスに設置します。

土砂災害防止法 基礎調査
調査実施中

がけ崩れ・土石流に関する調査を実施しています。
(ただし、調査中につき、駐車させて頂いております。)

業務名：公共 総合流域防災事業(砂防基礎調査)(国補正)(翌償)砂防基礎調査委託

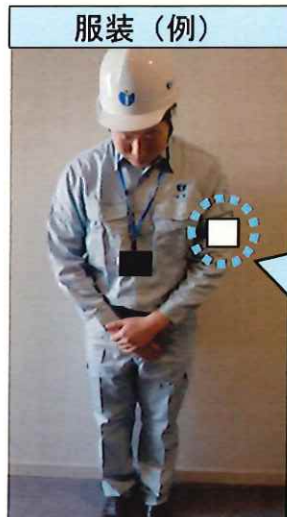
発注者：岐阜県可茂土木事務所 河川砂防課

連絡先：●●●●会社 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇



■調査員の服装について

調査員は、作業服、ヘルメット、腕章を着用しております。



腕章 (例)

砂防基礎調査

調査実施者 ●●●●株式会社
岐阜県 可茂土木事務所 河川砂防課

調査員は、岐阜県発行の身分証明書を携帯しています。もし、不審な人物であると思われる場合は、**身分証明書**をご確認ください。

身分証明書 (見本)

〇〇第〇〇号

身分証明書

所属名 株式会社□□
氏名 △△△△

上記の者は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第5条第1項、第22条第1項、同条第2項及び第30条第1項の規定による立入ができる者であることを証する。

交付年月日	令和*年**月**日
有効期限	令和*年**月**日から 令和*年**月**日まで

岐阜県可茂土木事務所長

■調査状況例



斜面の勾配・高さを確認



沢筋の調査



対策施設の確認

- 現地調査に際して、立木の伐採や杭等の設置は行いません。
- 家屋の中に立ち入ることはありません。
- がけや溪流及びその周辺の状況を把握するために、皆様が所有している土地に入り、調査を行うことがありますので、ご協力をお願い致します。
- 調査作業員は、ポール、巻き尺、カメラ等を用いて作業をします。
- 現地状況の写真を撮影させて頂きます。
- **工事を実施するための調査ではありません。**

